

税金対策レポート

1. 税金の基礎の基礎
2. 事業をはじめるとかかる税金
3. 節税すればこんなに違う
4. 投資にかかる税金
5. 今さら聞けないマイナンバー
6. 税務調査は怖くない
7. 仮想通貨の税金を知っておこう

おわりに

著作権について

本PDFレート(以下、本冊子と表記する)は、著作権法で保護されている著作物です。本冊子の使用に際しては、以下の点にご注意ください。

- 本冊子の著作権は「ワイズ株式会社」にあります。
- 「ワイズ株式会社」の書面による事前許可なく本冊子の一部または全部を、あらゆるデータ蓄積手段(印刷物、電子ファイル等)により、複製、流用、転載、転売することを禁じます。

使用許諾契約書

本契約は、「ワイズ株式会社」(以下、甲と称す)と本冊子を購入した個人または法人(以下、乙と称す)との間で合意した契約です。本教材を乙が受け取った時点で、乙はこの契約に同意したものとします。

第1条(目的)

甲が著作権を有する本冊子の内容を本契約に基づき、乙が非独占的に使用する権利を承諾するものです。

第2条(禁止事項)

本冊子に含まれる情報は、著作権法によって保護されています。乙は本冊子から得た情報の一部または全部を、甲の書面による事前許可を得ずして一般公開することを禁じます。

第3条(契約解除)

乙が本契約に違反した場合、甲は使用許諾を解除できるものとします。

第4条(損害賠償)

乙が本契約第2条に違反した場合、本契約の解除に関わらず、乙は甲に対しその違約金として、違反件数に1,000,000円を乗じた金額を支払うものとします。

第5条(責任の範囲)

本冊子の内容の使用に関する一切の責任は乙にあり、この情報に起因して発生したトラブルや損害について甲は一切責任を負わないものとします。

～目次～

はじめに	06
------	----

第1章 税金の基礎の基礎	07～28
--------------	-------

- 1-1 どんなときにどんな税金がかかるのか？
- 1-2 いくら稼ぐと申告しないといけないの？
- 1-3 所得税ってどんな税金？
- 1-4 法人税ってどんな税金？
- 1-5 消費税ってどんな税金？
- 1-6 相続税ってどんな税金？
- 1-7 収入と所得って何が違うの？
- 1-8 所得控除ってどんなものがあるの？

第2章 事業をはじめるとかかる税金	29～60
-------------------	-------

- 2-1 個人事業ってどんな税金がかかるの？
- 2-2 所得税は稼げば稼ぐほど税率が上がる
- 2-3 住民税は1年後に来る
- 2-4 個人事業税はボディブローのように効く
- 2-5 消費税は3年目からかかる
- 2-6 忘れちゃいけない国民健康保険と国民年金
- 2-7 どれくらい税金用にお金を置いておけばいいのか
- 2-8 ちゃんと申告していない人にはこんな罰金がかかる
- 2-9 税務署は節税を教えてくれるのか？
- 2-10 会社にしたら税金の種類が変わる
- 2-11 個人事業と法人の違いは何か？
- 2-12 会社を設立したらどうして税金が安くなるのか？
- 2-13 適正な役員報酬を設定することで法人化のメリットを最大化する
- 2-14 業務に従事している役員の数を増やして所得を分散する
- 2-15 役員報酬以外に会社にするメリットはあるのか
- 2-16 税金以外にも会社にするメリットはあるのか
- 2-17 会社にする事によるデメリットはないのか

2-18 いくらくらい稼ぐと法人にするのが有利なのか？

2-19 Q&A よくある質問をまとめました！

第3章 節税すればこんなに違う

61～68

3-1 税金の世界は「知っている人が得をして、知らない人が損をする」

3-2 税金は払いたくない！

3-3 脱税した田中さん

3-4 消費型節税をした鈴木さん

3-5 二人の間違い

3-6 節税には種類がある

第4章 投資にかかる税金

69～81

4-1 株の売買の税金ってどうなってるの？

4-2 損が出たらどうなるのか？

4-3 F Xの税金は株とは取り扱いが違う

4-4 F Xを法人ですか、個人ですか。

4-5 不動産投資の税金は？

第5章 今更聞けない！マイナンバーに関する総おさらい

81～91

5-1 マイナンバーとは？

5-2 マイナンバーの導入で、いったい何をどうしたらいいの？

5-3 マイナンバーの導入で税金の申告漏れがばれる？

5-4 副業を会社にばれなくするテクニック

5-5 マイナンバーは「税回りを綺麗にする良い機会」

第6章 税務調査は怖くない

91～122

6-1 税務調査は全ての人に来るものなのか？

6-2 税務署はどんな会社に目をつけるのか？

6-3 税務調査はこうして行われる

6-4 税務調査の流れ

6-5 税務調査で調べられるところランキング

6-6 事前準備が勝負をきめる！

6-7 調査当日はこう対処しよう！

第7章 仮想通貨の税金を知っておこう！

123～136

7-1 仮想通貨の税金ってどうなってるの？

7-2 仮想通貨の脱税はバレない？！

7-3 実際に仮想通貨の利益を計算してみよう！

7-4 今の仮想通貨の税金制度はどこかで破綻する

7-5 仮想通貨で利益が出た場合の節税方法

おわりに 白とグレーと真っ黒

137～140

第1章 税金の基礎の基礎

1-1 どんなときにどんな税金がかかるのか？

「どんなときに税金がかかるのか？」

簡単そうにみえて、実は果てしなく広い質問だったりします（笑）。

この質問に真面目に回答するとかなり大変です。

買い物をすれば消費税、車を買ったら自動車税、持ち家があれば固定資産税、ゴルフをしてもゴルフ場利用税がかかります。

はては温泉に入っても入湯税を取られています。

いまの日本ってほんと税金だらけなんですね。

でもこのレポートをお読みの方が知りたいのはそんなことではありませんよね。

興味があるのは「事業や投資で儲けたらいつまでに、いくら払わなければいけないのか」でしょう。

ザックリ言いますね。

個人事業で儲けたら「所得税」と「住民税」と「事業税」。

法人で儲けたら「法人税」と「住民税」と「事業税」。

で、個人にしろ法人にしろ3年目以降は上記の3つに「消費税」が加わる。

あと、お金や財産を相続したら「相続税」。

タダでお金や財産をもらったら「贈与税」。

以上です。

何度も言いますが、かなりザックリ言っています。

細かい内容はのちほどお伝えしますが、まずはこの基本を押さえてください。

でも税金と言ってもそんな難しい内容を知る必要はありません。

税金の種類や簡単な計算方法だけでまずはOKです。

それよりも重要なことは「税金を計算に入れた思考で行動する」こと。

カッコいい言葉で言えば、「タックスクライテリア」。

税金を知って事業を行うのと、知らずに行うのでは残るお金が大きく変わります。

税金は事業を行うのであれば避けては通れないものです。

このレポートをお読みいただいて税金に対する苦手意識がなくなったら幸いに思います。

どうぞ最後までお付き合いよろしく申し上げます。

1-2 いくら稼ぐと申告しないとイケないの？

「ヤフーオークションで予想以上に高く売れて、3万円儲けてしまいました。税金がかかるのでしょうか？」

こんなご相談をいただくことがあります。

逆に、「FXで100万儲けたんですけど、趣味だからいいですよ？」

というようなご相談も頂きます。

「税金を申告しないとイケないかどうか」という意識についてはどうやらかなり個人差があるようです。

もちろん税法ではその「ライン引き」がしっかり決められています。

まず“なりわい”として仕事をしている人については、儲けた金額に関係なく申告しなければいけません。

「“なりわい”とは何か」はなかなか難しい話です。

実務上もよく問題になるのですが、1回や2回の取引ではなくて連続して取引をしていると“なりわい”となるとお考え下さい。

法人は当然儲けた金額に関係なく申告が必要になります。

で、“なりわい”ではなく“趣味”で儲けた場合ですが、この場合に申告が必要になるのが、「利益が20万円以上出た場合」です。

これは「もらった金額が20万円」ではありません。

「儲けが20万円」です。

つまり、「もらったお金」から「かかった経費」を引いたあとの金額ということです。

例えば30万円で買った腕時計を40万円で友達に売ったら利益は10万円です。

この場合は申告が必要ないということになるのです。

注意が必要なのは「趣味だから申告しなくて良い」ということではないのです。

趣味であろうが本業であろうが儲けたら申告しないとイケないのです。

サラリーマンも主婦も学生も、どんな人でも儲けたら申告が必要です。

未成年だって儲けが出たら申告しないとイケません。

「でも友達はFXで100万儲けたけど申告してないよ」と言う方がおられるかもしれませんが。

それは「まだ税務調査が来ていない」だけです。

税務署は確定申告書を出したらすぐ調査に来るのではないのです。

税務署に確定申告書を提出してその場で咎められなかったからセーフということは全くありません。

だいたい数年間は泳がされます。

泳がされて追徴額が大きくなったときにまとめて「ガツン」と取りにきます。

それが「**税務調査**」です。

「オレは申告しなかったけど、何もこなかったよ」と自慢している人が周りにいたら、まだ来てないだけだよって教えてあげてください（笑）。

税務署が来てから相談に来られても後の祭りです。

何も助けてあげることはできません。

もう手遅れなのです。

さらに、税務調査でやられた人はそのことを表立ってはなかなか言いません。

だから「うまくいった」という話だけが飛びかうのです。

しかし実際はかなりの人が税務署に入られています。

日本の税務署は優秀で厳しい役所です。

「自分は大丈夫だろう」という根拠のない思い込みは危険です。

この「税務調査」については後の章で詳しくお伝えしますのでここでは簡単に留めておきます。

詳しくはまた後の章をご覧ください。

誰しも税金は支払いたくないもの。

しかし「払うべきとき」に「払うべき額」を納めていないと、あとから本来払うべき税金以上の額を持っていかれます。

20万円以上の儲けが出た場合はしっかり納税をするようにしましょうね。

1-3 所得税ってどんな税金？

1-1で「個人事業で儲けたら所得税がかかります」ということを簡単にお伝えしました。

では、この「所得税」ってどんな税金なのでしょうか？

ちょっと詳しく見ていきましょう。

まず「所得税」はどんな人にかかってくるのでしょうか？

所得税がかかる人は、主に以下のような方です。

- ・ 個人事業主として事業をしている人
- ・ FXで儲けた人
- ・ アフィリエイトで儲けた人
- ・ 不動産所得で儲けた人
- ・ 株式の売買で儲けた人
- ・ 土地や家売って利益が出た人 e t c

つまり「個人が何かで儲けたらとりあえずかかる税金」と思ってください。

「所得税」は毎年1/1～12/31までの間に自分が稼いだ収入や経費を自分で集計して、自分で税金まで計算して国に報告します。

これを「確定申告」と言います。

ちなみにこの「確定申告」をするとその情報が「都道府県」や「市町村」に送られます。

そして自動的に「住民税」や「事業税」も計算して「いつまでにいくら納めてくださいね」

という納税通知書が郵送されてくるのです。

では次は「所得税はいくらかかるのか」についてです。

「所得税」は儲けた利益に課税されるのですが、その儲けた利益の額によって税率が変わるようになっています。

簡単に言うと、儲ければ儲けるほど税率は高くなります。

芸能人やプロ野球選手の税金がびっくりするほど高いのを聞いたことはありませんか？

あれは儲ければ儲けるほど税率が上がることも要因の一つです。

このシステムをちょっと難しい言葉で言うと「累進課税」と言います。

まあ言葉が難しいと思ったら、軽く流してもらっても理解いただくのには全く問題はありません（笑）。

税率は平成30年3月現在でこんな感じになっています。

（万円）

課税される所得金額		税率	控除額
超	以下		
～	195	5%	0
195	330	10%	97,500
330	695	20%	427,500
695	900	23%	636,000
900	1,800	33%	1,536,000
1,800	4,000	40%	2,796,000
4,000	～	45%	4,796,000

さらに難しそうな言葉が出てきました。嫌にならないでくださいね（笑）。

ちょっとだけ説明します。

「課税される所得金額」ってのは「儲けた金額」と思ってください。

この金額がどの区分に入るかで税率が変わります。

例えば課税総所得が200万円なら10%ゾーン、500万円なら20%ゾーンですね。
「控除額」というのは税率を掛け算したあとに引いてくれる金額と思ってください。

ですので、**所得税は「利益（課税総所得）×税率－控除額」**という式で計算します。

どうですか？

そんなに難しくないでしょう？

ここまで読んでくださった方はこんな疑問が生じるかもしれません。

「じゃあ税率が変わるラインを超えると超えないとでは大きく税金が変わるんだな」と。

これは実は勘違いです。

税法では税率が変わっても税額が急に变化しないように配慮してくれているんです。

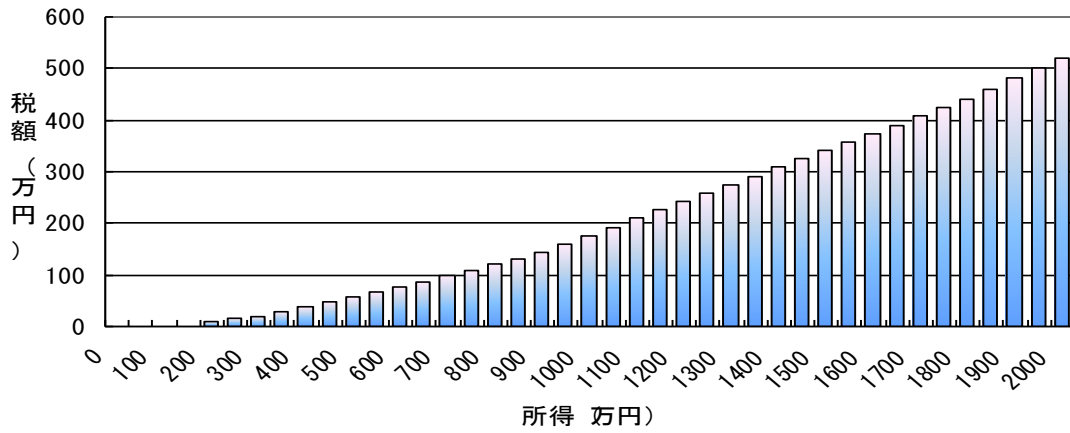
その役割を果たしているのが「控除額」です。

一つ税率が上がると控除額もグンと大きくなっているのがおわかりいただけますでしょうか？

例えば5%ゾーンから10%ゾーンになると税率は5%アップしますが、控除額も0から9万7500円になっています。

参考に課税総所得と税額の関係を表すグラフをお付けします。

所得と税額の関係



どうですか？

課税総所得が上がるにつれて、
なだらかに税額が上がっていきっているのがわかりますでしょうか？

ですので、税率が上がったからと言ってがっかりしないでください。

儲ければそれに応じてなだらかに税額が上がるシステムになっていますので。

ここまでは所得税のお話でした。

次は「法人税」についてご説明しましょう。

1-4 法人税ってどんな税金？

「法人税」も「所得税」と同じく利益にかかってくる税金です。

では「法人税」と「所得税」は何が違うのでしょうか？

それは「誰が儲けた利益か」です。

「法人税」は名前の通り法人、つまり株式会社や有限会社などが儲けた利益にかかってきます。

「所得税」は個人が儲けた利益にかかる税金でした。

ここが1-3の「所得税」と大きく異なる点です。

さらに税率も違います。

法人税は800万円までの利益については15%、それを超える部分は23.4%の税率になります。

所得税のようになだらかに上がったりにしないのです。

例えば1000万の利益に対しては、

$$800万円 \times 15\% + 200万円 \times 23.9\% = 166.8万円$$

の法人税がかかってくることになります。

どうですか？

法人税の計算方法って意外と簡単でしょう。

では法人税はいつ納めるのでしょうか？

法人税は「事業年度」が終わってから2ヵ月後までに納めます。

例えば4/1～3/31までを事業年度にしている法人であれば、3/31から2ヵ月後、つまり5/31までに「法人税申告書」を税務署に提出しなければいけないのです。

この「法人税申告書」は正直かなり作成が難しいです。

はっきり言って個人の確定申告書の比ではありません。

税務署に持っていっても作成してくれませんが、実際は税理士さんに作成を頼むことになるでしょう。

ちなみにこの「法人税申告書」と同じタイミングで、都道府県税（事業税と都道府県住民税）の申告書、市町村税（市町村住民税）の申告書も提出して納税することになります。

法人税と都道府県税と市町村税をすべて合計すると、だいたい利益の35%くらいが税金で持っていかれます。

35%・・・。

高いですよ。

12ヶ月働けば、その35%の4ヶ月は税金のために働いていると考えないといけません。でも「日本」という国で会社を運営していくのであれば、この税金も「環境」です。

こういった変えることのできないものを「環境」として受け入れ、その税金を考慮した行動を取ることこそが重要なのです。

これも1-1で言った「タックスクライテリア」の考え方ですね。

でもこの話だけだと、僕は税務署の人みたいですよ（笑）。

もちろんこの「環境」を受け入れるのは節税を最大限にした後の話です。

節税は重要です。

手をこまねいてノーガードで利益の35%取られてはいけません。

あなたのライバルは節税をしてお金を残しているかもしれません。

もうけたお金を最大限に節税して、手元にお金を残して体力をつけていく。

これ、経営者の義務だと思います。

節税については第3章でじっくりお伝えします。

ぜひ節税を積極的に行ってくださいね。

1-5 消費税ってどんな税金？

消費税はどなたにもなじみのある税金ですよ。

スーパーなんかで買い物をしたら支払っている、あの「消費税」です。

ですがこの「消費税」、誰が国に納めていると思いますか？

実はモノを売ったりサービスを提供しているお店や会社が納めているのです。

わかりにくいのは、

- ・負担しているのが「お客さん」、
- ・納めているのが「お店」や「会社」

という点です。

つまり会社に見れば消費税をお客さんから預って、お客さんの代わりに納付しているのです。

例えば税込み108円の商品を売れば8円の消費税をお客さんから預かっています。

逆に会社やお店もモノを買ったりすると、消費税を支払っています。

会社は商品を仕入れたり、電話代を支払ったり、社用車を買ったりと、それはいろいろな買い物をしますよね。

ですので、会社やお店が実際に納めなければならない消費税は、

「お客さんから預った消費税」－「既に支払った消費税」

ということになります。

もう少し具体的に言えば「お客さんから預った消費税」というのは、ほとんどが売上にかかる消費税のはずです。

「既に支払った消費税」というのは、ほとんどが経費や資産の購入にかかる消費税のほうです。

ということは会社やお店が納めないといけない消費税は、簡単に言えば

「売上にかかる消費税」－「経費や資産の購入にかかる消費税」

ということになるのです。

ここで1点注意していただきたいのは、消費税は所得税や法人税と違って利益にかかっているわけではないということです。

あくまで売上にかかる消費税から既に支払った消費税の差額を納めるということです。

赤字であっても消費税の納税が発生することは珍しくありません。

なぜなら経費の中には消費税が含まれていないものがあるからです。

例えば役員報酬や給料などの人件費。

これらは消費税が含まれていません。

だって給料を「税込みいくら」なんて言いませんよね。

他にも、社会保険料や生命保険料、減価償却費、謝礼なども消費税が含まれていません。

これらの経費はいくら支払っても、納める消費税は減らないということです。

ですので、赤字であっても消費税は納めることが珍しくないのです。

では消費税の仕組みはわかったので、次は「いつ納めるか」です。

消費税は、個人事業主であれば1/1～12/31までの間の消費税を自分で計算して翌年の3月31日までに国に納付しなければいけません。

法人であれば、事業年度が終わってから2ヶ月以内です。

こちらは法人税の納付期限と同じです。

ここまで消費税の基本をお伝えしましたが、最後に一つ耳寄りな情報をお伝えしましょう。

消費税は納めなくて良い場合があるのです。

ざっくりお伝えすると、

1. 事業を開始して2年間（法人の場合は2事業年度）

2. 2年前（2事業年度前）の売上が1000万以下の場合

の2つの場合です。

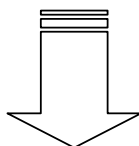
まず1についてですが、個人事業主なら1回目の確定申告と2回目の確定申告は消費税を納めなくて良いということです。

法人であれば会社を設立して第1期と第2期は消費税を納めなくて良いのです。

2については2年前の売上高が1000万以下の場合、その年（事業年度）は消費税を納めなくて良いということです。

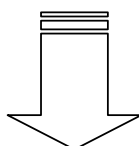
ちょっと難しいので具体例で考えてみましょう。

第1期	第2期	第3期	第4期
売上 500万	売上 2000万	売上 2000万	売上 500万

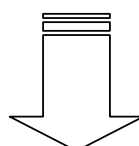


免税！

※1期目は自動的に免税 ※2期目は自動的に免税

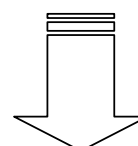


免税！



免税！

※第1期の売上が500万なので



課税！

※第2期の売上が2000万なので

第1期の売上が500万、
第2期の売上が2000万、
第3期の売上が2000万、
第4期の売上が500万の場合を考えます。

第1期と第2期は自動的に消費税を納めなくてOKです。

第3期ですが、第3期の2年前、つまり第1期の売上高によって納めるか納めなくてよいかが決まります。

このケースの場合、第1期の売上高が500万なので1000万以下ということで消費税は納めなくてOKです。

第4期は2年前、つまり第2期の売上高が2000万で1000万超なので消費税を納めなければいけません。

つまり第3期そのものは売上が2000万あるにもかかわらず納めなくて良いのに、第4期は売上高が500万ですが消費税を納めることになるのです。

消費税は2年前の売上高に影響されると覚えておいてください。※

(※実際は、給料等の支払いが一定額を超える場合に、上記の売上基準を満たさなくても消費税が課される場合がありますので、詳細希望の方は気軽にLINEで聞いて下さい！)

1-6 相続税ってどんな税金？

相続税というとどんなイメージをお持ちですか？

「相続」といえば、ドラマなどではお金持ちのおじいさんが死んで、息子兄弟が骨肉の争いをして殺人事件なんかが起こったりするやつですね。

実際に相続の仕事をしていたら、殺人まではいなくても、それが起こりそうなくらいの陰険な場面ならいくらかでも見るのがあったりします（笑）。

それでは相続税の説明をはじめましょう。

この相続税はまず「どのようなときに発生するか」を押さえましょう。

相続税は所得税や法人税などと違って必ず発生するものではありません。

簡単に言いますと、死んだ人が持っていた貯金や土地などの財産の合計金額が「**基礎控除額**」を超えるときに相続税が発生します。

「基礎控除額？」

小難しそうな言葉が出てきました。

基礎控除額というのは「 $3000万円 + 600万円 \times \text{相続人の数}$ 」です。

この相続人の数は「実際に相続をする人の数」ではなくて、「民法で決められている相続人の数」になります。

これを法定相続人と言います。

民法で決められている相続人と言ってもそんなに難しく考える必要はありません。

おじいさんが亡くなった場合なら、奥さん、息子、娘。

普通はこんな感じです。

この場合なら法定相続人は3人なので、基礎控除額は $3000万 + 600万 \times 3 = 480$

0万ということになります。

つまり亡くなった人の財産が4800万以下なら相続税は発生しないということですね。

では、どうやって亡くなった人の遺産を計算するかについても少し触れておきましょう。

相続税の対象になる財産は、亡くなった人が持っていたお金や不動産、有価証券などはもちろん、美術品や貴金属、ゴルフ会員権など経済的な価値があるものすべてが対象です。

お金に見積もることができるものは全てとってください。

この他にも死亡したことで給付された保険金で、亡くなった人自身が支払っていたものなども対象になります。(一部対象外になる金額があります)

逆に対象とならない資産はあまりないのですが、墓地や仏壇は対象から外れます。

また葬式代は財産から差し引くことができます。

こういった相続税の対象となる資産が「いくら」に評価されるのかは、実は非常に難しい計算をしなければいけません。

ここで全部を書くとそれだけで一つのレポートになってしまいますので、ちょっとだけ参考になる考え方を紹介しておきます。

貯金は残高がそのまま評価額になります。

自宅の敷地は「路線価×面積」で大まかな評価額がわかります。

「路線価」とは道路に面している宅地の1㎡あたりの価格のことで、国税庁のHPに公表されています。

実際は道路にどのように面しているかなどのいろいろな条件で計算方法がガラッと変わりますので、ほんとに参考とってください。

また一定の条件を満たせば評価額を50%割引したり80%割引したりする制度もあります。

自宅の家屋は「固定資産税評価額」が評価額になります。

「固定資産税評価額」は毎年市町村から送られてくる固定資産税の納税通知書に記載されています。

他にも相続税にはいろいろな規定がありますので、もし本気で検討するときは、是非我々に相談してくださいね。

最初にも書いたように、相続の現場はドラマみたいにしょっちゅうドロドロしてます。

まさに「相続」ならぬ「争続」。

相続税は計算方法よりも、「いかに争わず公平に相続するか」のほうが重要だったりします。

1-7 収入と所得って何が違うの？

ここまでは良く名前の聞く税金の基礎知識を紹介いたしました。

次からは税金の現場で頻繁に目にする「専門用語」を少しだけ紹介します。

税金と付き合いの中で間違っはいけないのが「収入」と「所得」という言葉です。

どちらもなんとなく稼いだお金をイメージする言葉ですね。

でも実際はまったく別の意味を持っています。

「収入」というのはその言葉の通りで入ってくるお金の額のこと、つまり売上のことです。

また社用車などの資産を売ったときは売上ではないですが、「収入」と言えます。

これに対して「所得」とは簡単にいうと「儲け」のことです。

売上から仕入や家賃や人件費などの必要経費を全て引いたあとの金額のことです。

厳密に言いますと、「所得」というのは税法上の言葉なので、「儲け」とは若干異なります。

会社や個人事業主が経費としていても、税法上は経費と認めないものなんかがあったりするからです。

ですので「税法上の儲け」と考えるのが正しい考え方です。

ただそんなに神経質に考える必要はありません。

「ほぼイコール利益」と考えてください。

そして所得税や法人税はこの「所得」に対して課税されるのです。

このように「収入」と「所得」は全く違うものです。

税金に関する本なんかには良く出てくる言葉なので、はっきり区分しておぼえておいてくださいね。

1-8 所得控除ってどんなものがあるの？

1-7 で法人や個人事業主の「収入」と「所得」の違いについて考えてみました。

では給料をもらっている「一個人」にとっては「収入」や「所得」とは何になるのでしょうか？

一個人はその給料の額が「収入」になります。

そしてスーツ代や靴代、クリーニング代など給料をもらっている人の「必要経費」は、給料の額に応じて自動的に計算されて「収入」から引くことになります。

この金額を「給与所得控除」と言います。

例えば、年収500万の人ならば給与所得控除は154万、年収1000万の人ならば給与所得控除は220万になります。(平成30年3月現在)

よく、「会社は経費があるのに、なんでサラリーマンは経費がないのですか？」という質問を受けます。

大丈夫、サラリーマンもしっかり「経費」として概算金額で引いてもらっているのです。

さらに言えば、「給与所得控除」は本来かかっているスーツ代や靴代なんかより多いはずで
す。

年収500万の人が1年間にスーツ代に154万もかけられませんからね。

逆に得していると思ってください。

このようにして、給料から給与所得控除を引いた金額がサラリーマンの「所得」というこ
とになります。

さて個人事業主やサラリーマンは所得税がかかるわけですが、所得税はこの「所得」にい
きなり課税はされません。

各個人の家庭の事情などを考慮してまだ引いてくれる金額があるのです。

この金額のことを「所得控除」と言います。

「所得控除」はたくさんあります。

さらに税制改正でしょっちゅう変わります。

なので、ここでは平成30年現在で知っておきたい所得控除を挙げておきます。

まずは扶養控除。

「扶養控除」のことを簡単に言いますと、「家族構成によっては生活費がかかるから税金を
少し安くしてあげましょう」という制度です。

例えば、扶養している16歳以上の子供がいるときは一人につき38万円を所得から控除
されます。

さらにその子供が19歳から22歳のお金のかかる年齢であれば63万円控除されます。

70歳以上の親を扶養しているときは48万円が控除、さらに同居していれば58万円が控除されます。

またこれらの人が障害者だとさらに所得控除が割り増しされます。

ただし扶養に入るためには扶養される人の収入面に制限があります。

アルバイトの学生や主婦の方が「103万超えないようにしないと」と言っているのを聞いたことはありませんか？

この103万円というラインが扶養に入れる収入の条件なのです。

このように家族構成やその内容によっては所得が控除されます。

次に生命保険料控除と地震保険料控除。

これは生命保険や地震保険を支払っている場合には所得控除を受けることができる制度です。

ただし生命保険の種類によって控除される金額に上限があります。

最高でも12万円までしか控除されません。

地震保険料控除も最高で5万円までと上限が決まっています。

そして最後は意外に知られていませんが小規模企業共済控除。

これは簡単に言えば「社長が自分の退職金を国の機関に積み立てておく」ものです。

積み立てなので、実際に社長を退任したり会社を閉めるときには全額が返ってきます。
(実際は少し多く返ってきます)

この掛け金を支払うと全額が所得から控除されます。

上限は1年間で84万円。

これが全額所得から控除されるので非常に節税になります。

また退任してお金が返ってくるときは「退職金」として返ってきます。

退職金は税制上、あまり税金がかからないように配慮されています。

ですので、掛け金を支払ったときは所得から全額控除され、返って来るときは退職金扱いで軽課税ということになるのです。

長い目でみて良い節税になりますよ。

他にも所得控除はたくさんあります。

それらの所得控除をまとめたのが次の表です。

実際はいろいろ細かい要件があります。

また組み合わせて適用できるもの、できないものなんかもあります。

詳しくは税理士さんに聞いてくださいね。

ここではひとまず何かに自分に該当するものがないかをご確認ください。

所得控除の名前	どういつきに控除できるか？
雑損控除	災害や盗難で家財道具を失った場合。 ただし、宝石などの生活必需品以外は対象になりません。
医療費控除	1年間にかかった医療費が10万円を超える場合。 合計所得金額の5%が10万円より小さいときはその金額を超える場合)
社会保険料控除	健康保険、厚生年金、国民年金などを支払った場合。
小規模企業共済控除	小規模企業共済に掛け金を支払った場合
生命保険料控除	生命保険を支払った場合。
地震保険料控除	地震保険を支払った場合。
寄付金控除	国や市町村などに寄付をした場合。
障害者控除	本人や家族が障害者の場合。
寡婦控除	夫と死別したり離婚をしている場合。 ただし扶養している子供がいるかどうかなどの要件あり。
寡夫控除	妻と死別したり離婚をしている場合。 ただし扶養している子供がいるかどうかなどの要件あり。
勤労学生控除	本人が学生で給与収入が130万円以下の場合。
配偶者控除	配偶者がいる場合。 ただし給与収入が年間103万円以下などの要件あり。
配偶者特別控除	年間収入が103万以上141万未満の配偶者がいる場合。
扶養控除	扶養親族がいる場合。 ただし給与収入が年間103万円以下などの要件あり。 また16歳から22歳の子供がいる場合などは割増がある。
基礎控除	すべての人に認められる。

第2章 事業をはじめるとかかる税金

2-1 個人事業ってどんな税金がかかるの？

まずは最初に、自分で収入を得るようになったらどんな税金がかかってくるのかを知っておきましょう。

所得税

個人住民税

個人事業税

消費税

たったの4つです。

たいしたことなさそうですか？

いやいや、なめちゃいけません。それぞれ特徴があって、曲者なのです。

では、一つずつ見ていきましょう。

2-2 所得税は稼げば稼ぐほど税率が上がる

まずは所得税です。

これはみんな知っている「確定申告」をしたときに払う税金です。

確定申告っていうのは、自分が1年間に稼いだ収入や経費を自分で集計して、翌年の3月15日までお国に報告することです。

所得税はこの確定申告するのと同時に払う税金なのです。

例えば平成28年1月1日～12月31日までに稼いだお金に対する所得税は、平成29年の3月15日までに払わないといけません。

所得税はどこに対して払うかというと、国です。

この税金が曲者なのは、**稼いだ金額によって税率が変わってくる**という点です。

稼いだ金額が少ない間は低い税率、多くなってくると税率はどんどん上昇します。

これを累進課税といいます。

現在の税率は所得（収入から経費を引いた稼ぎ額）が195万円までは5%、330万円までは10%、695万円までは20%、900万円までは23%、1800万円までは33%、4000万円までは40%、それを超えると45%と7段階になっています。

それぞれ控除額というがあるので、実際の計算はこんな風になります。

【課税所得が600万円の方の所得税】

$(600 \text{万円} \times 20\%) - 42.75 \text{万円} = 77.25 \text{万円}$

【課税所得が2,000万円の方の所得税】

$(2,000 \text{万円} \times 40\%) - 279.6 \text{万円} = 520.4 \text{万円}$

税率と控除の一覧表を載せておきますので、参考にしてみてください。

(万円)

課税される所得金額		税率	控除額
超	以下		
～	195	5%	0
195	330	10%	97,500
330	695	20%	427,500
695	900	23%	636,000
900	1,800	33%	1,536,000
1,800	4,000	40%	2,796,000
4,000	～	45%	4,796,000

2-3 住民税は1年後に来る

これは国ではなく、自分が住んでいる都道府県・市区町村に払う税金です。

所得税は自分で申告して納税するのですが、住民税はその申告を受けて役所が勝手に計算して納付書を送りつけてきます。

住民税の曲者ぶりはその納付書が送られてくる時期です。

だいたい5月末ごろに自宅に届きます。そして6月・8月・10月・1月の年4回に分けて支払うことになっています。

稼いだ年の翌年に払う税金なので、知っておかないと何?となってしまいます。

一発屋のお笑い芸人さんが昔ネタにしていました。

その年爆発的に人気が出て、収入が億を超えた芸人さんは、うかれまくってその年にお金をほとんど使いきったそうです。

で、3月になんとか所得税までは払えたけれど、住民税があるとは知らなかったと。

住民税を払うために借金をして何とか払ったそうです。

収入から直接天引きでもしてくれれば使わなかったのになって言うてましたが、これなんか住民税の特徴をよく表した実話ですね。

住民税の金額は課税所得の10%となります。

【課税所得が600万円の方の住民税】

600万円×10%=60万円

【課税所得が2,000万円の方の住民税】

2,000万円×10%=200万円

住民税もバカにならない金額になりますから、頭に入れておいてくださいね。

2-4 個人事業税はボディブローのように効く

次は個人事業税です。これってあまりなじみがない税金ですよ？

でも個人で事業をしている人にはかなりの職種にかかってくる税金で、意外とボディブローのように効くんですよ。

個人事業税も住民税と同じで役所から納付書が送られてきます。時期は 8 月上旬くらいでしょうか。

それを年 2 回、8 月末と 11 月末に 2 回にわけて払うことになっています。

税率はほとんどの業種は 5%。

【所得が 600 万円の方の事業税】

$(600 \text{ 万円} - 290 \text{ 万円}) \times 5\% = 15.5 \text{ 万円}$

【所得が 2,000 万円の方の事業税】

$(2,000 \text{ 万円} - 290 \text{ 万円}) \times 5\% = 85.5 \text{ 万円}$

290 万円引いているのは控除額です。

どなたも所得から 290 万円引いた金額に税額をかけられます。

はいはいって払える金額ではないので、事前に知っておいた方がいい税金です。

2-5 消費税は 3 年目からかかる

消費税については 1-5 で少しご紹介しましたが、ちょっと復習しましょう！

消費税の特徴は、実際自分が負担しているのではないということです。

例えば 1000 円の収入があったとします。そのときこちらが請求して入金してもらうのは消費税の 80 円を足した 1,080 円。

この 80 円は自分の利益ではなく、あくまで預かりものです。

今度は逆に外注先に 500 円払うとします。そのときにも 40 円の消費税を乗せて 540 円を払います。

消費税の計算は 1 年間のこういう取引を全て合計して差し引き計算するのです。

今の例なら 80 円から 40 円を引いて、差額の 40 円が消費税の納付額となります。

だから自分が負担しているわけではないのですが、実際にはいったん自分の通帳に消費税を含めた金額が入ってくるのですから、やっぱり負担感は他の税金と同じです。

消費税は年間どれくらいかかるかとちゃんと予測しておかないと、結構笑うくらいの金額になることがあるので注意が必要です。

だいたいどれくらいの税額になるのか？

例えば売上が 1,000 万円の方がいるとします。その場合預かっている消費税は 80 万円です。

あとはどれくらい経費を払っているかで変わってきますが、例えばネットを使った商売の方の場合にはそれほど経費はかかりません。

となると 200 万円経費を払うとして、そこで払った消費税が 16 万円。

ということは、差額の 64 万円が消費税の負担額ということになるのです。

消費税については、もう 1 つ。

開業してから 2 年間は消費税はかからない（※）ということを知っておいてください。

なんと 2 年間も免税されるのです。3 年目になってはじめて、2 年前の売上が 1,000 万円を

超えている人にかかるようになります。

3年目になったら消費税を意識してくださいね。

(※ただし、給料等の支払いが一定額を超える場合に、↑の売上基準を満たさなくても消費税が課される場合があります)

2-6 忘れちゃいけない国民健康保険と国民年金

税金じゃないけど、忘れてはいけないのが保険と年金です。

国民年金は所得に応じて上がったたり下がったりはしないので、それほど気にしなくても構いません。

(国民年金は平成30年現在は1人月額16,340円、年間196,080円です。概ね年々上がっていく予定になっています。)

問題は国民健康保険料です。これ意外と税金より高いです・・・。

ご自分が住んでいる市区町村によって若干の違いはありますが、所得が500万円くらいあると年間の最高限度額である50万円～60万円ほどの保険料になってしまいます。

そう、ちょっと稼いだらすぐ最高額になるのです。

月割りしたら毎月約50,000円ですから、税金以上に負担感があるかもしれませんね。

2-7 どれくらい税金用にお金を置いておけばいいのか

さて、ここで一度まとめましょう。

どれくらい稼いだら、いくらぐらいを税金等だと思って置いておかないといけないのか？

これを知っているだけでも、生活スタイルが大分変わってきます。

わかりやすく6パターン計算してみました。

3年目からはこれに消費税が加わるとおっしゃってください。

【所得が 300 万円の場合】（基礎控除のみで計算、健康保険は大阪市の場合）

所得税	168,000 円
個人住民税	271,000 円
個人事業税	5,000 円
国民健康保険料	394,882 円
国民年金	187,080 円

合計で 102 万円となります。なので、使ってもいいお金は 200 万円ほどとなります。

【所得が 600 万円の場合】

所得税	711,000 円
個人住民税	571,000 円
個人事業税	155,000 円
国民健康保険料	650,000 円
国民年金	187,080 円

合計で 227 万円となります。なので、使ってもいいお金は 370 万円ほどとなります。

【所得が 1,200 万円の場合】

所得税	2,347,000 円
個人住民税	1,171,000 円
個人事業税	455,000 円
国民健康保険料	650,000 円
国民年金	187,080 円

合計で 481 万円となります。なので、使ってもいいお金は 720 万円ほどとなります。

【所得が 1,800 万円の場合】

所得税	4,368,000 円
個人住民税	1,771,000 円
個人事業税	755,000 円
国民健康保険料	650,000 円
国民年金	187,080 円

合計で 773 万円となります。なので、使ってもいいお金は 1,030 万円ほどとなります。

【所得が 3,600 万円の場合】

所得税	11,692,000 円
個人住民税	3,571,000 円
個人事業税	1,655,000 円
国民健康保険料	650,000 円
国民年金	187,080 円

合計で 1775 万円となります。なので、使ってもいいお金は 1820 万円ほどとなります。

【所得が 6,000 万円の場合】

所得税	22,496,000 円
個人住民税	5,971,000 円
個人事業税	2,855,000 円
国民健康保険料	650,000 円
国民年金	187,080 円

合計で 3215 万円となります。なので、使ってもいいお金は 2,785 万円ほどとなります。

自分の所得と近いところのパターンを見て、イメージはつかめましたか？

これを知っておけば、突然「うわっ、何だこの税金は！？」って驚くことはなくなって、計画的にお金を使えるかと思います。

2-8 ちゃんと申告していない人にはこんな罰金がかかる

「確定申告なんかしなくてもばれないだろう」と思っている方、結構いるかもしれませんね。

最近の税務署は効率を重視して稼いでいる人のところに重点的に行くようになってきています。

国税庁内にサイバーチームというのもあって、ネットにかなり詳しい調査官がネット上の取引も監視しています。

税務署の魔の手はそこまで迫ってきています。

現場の税務調査を経験している私がそう感じているのですから、間違いありません。

じゃあ、ちゃんと申告しない場合はどんなことになるのか？

ここでは罰金の種類をご紹介します。

税務調査のときにかかってくる代表的な罰金には、3つの種類があります。

1. 過少申告加算税（税額の10%）

確定申告は期限内にしたけれど、申告した利益が実際の利益より少なかったときにかかります。

2. 無申告加算税（税額の15%）

期限後に確定申告をしたときにかかります。

3. 重加算税（税額の35%）

意図的に全く税金を払わなかったと税務署にみなされたときにかかります。

例えば、1,000万円の所得の人が申告しなかった場合、所得税の罰金だけで80万円以上とられます。

なんとバカらしいことでしょう。ちゃんと申告していれば、それだけでこんな罰金は防げます。みなさんはぜひ、賢く申告しましょう。

2-9 税務署は節税を教えてくれるのか？

確定申告時期になると全国の税務署や、いくつかの会場で「確定申告無料相談」のようなイベントが行われます。

私も実際、相談員として何年かに一度参加します。

税理士会から「今年はお前はここに行け！」みたいな呼び出しがかかるのです・・・。

そういうところに行って、相談しながら確定申告をする人も結構います。

その場合「バカ正直な申告」しか教えてくれないことを知っておいてください。

税務署は税金を1円でも多く取りたいという役所です。

そんなところに相談したところで、税金を安くする手を教えてくれるわけがありません。

節税したいと思っている人は、自分で勉強するか、節税に積極的な税理士に依頼することをオススメしておきます。例えばウチのような（笑）。

◆節税相談はこちらからどうぞ◆

URL→<https://line.me/R/ti/p/%40wtp4701p>

LINE ID→@wtp4701p

2-10 会社にしたら税金の種類が変わる

個人で事業をしていて、儲かってくるとほとんどの人は会社にします。

なぜだと思いませんか？

答えは簡単、税金を安くすることが出来る可能性が高いからです。

では、会社にしたら何が変わってくるのでしょうか？

まずは、簡単に説明してみましよう。

会社にすると、先ほど説明した税金（所得税・住民税・事業税）の種類がかわってきます。

法人税

法人事業税

法人住民税

所得税

個人住民税

消費税

税金の種類が増えたじゃないかと思いますよね。

そう、種類は増えるのです。

それでも税金は安くなる。それを説明していきましょう。

2-11 個人事業と法人の違いは何か？

税金の話をする前に、根本的な話として個人事業と法人の違いをお話しておきたいと思います。

法人というのは「人間ではないけれど、法律によって人間と認められたもの」です。

法人という人格が認められて、契約をするなど権利や義務の主体となることができるということです。

眠たくなりました？わかりにくいですよ？

意味がよくわからなかった方、ご安心ください。

特に理解しなくても大丈夫なところなので、さらっと読んでください。

個人事業のときは「自分」という一人称なのが、法人を作ると法人は「別人」になるので、自分と別人の二人称になるのです。

つまり、自分と別人(法人)は別のものとして扱われます。

例えば、個人事業の方が事業のために借入をしたとします。

この場合の借金は個人の借金ということになります。事業に失敗したら、自分の資産を投げ打っても借金を返さないといけません。

ところが法人で借入をした場合、あくまでそれは法人の借金であり、個人は関係ありません。

こういう理由から、個人事業は「無限責任」、法人は「有限責任」と言われています。

法人の場合は、例え倒産しても借金を返す義務は、その会社が持っている資産の範囲内で収まります。(借金をするときに代表者が個人保証をしているときは、自分の資産を投げ打って返さないとダメになりますが・・・)

個人事業と法人の根本的な違い、ご理解いただいたでしょうか？

それでは、次は税金が安くなるお話です。

2-12 会社を設立したらどうして税金が安くなるのか？

なぜ会社を設立したら税金が安くなるのでしょうか？

会社を設立した場合、会社に残った利益には法人税等(法人税・法人事業税・法人住民税)がかかります。

会社の売上から経費を引いた利益は約 35%が法人税等として持っていかれます。

ここでポイントは会社の経費の中に「自分の給料＝役員報酬」が含まれることです。

ということは……

自分の給料をいくらにするかによって、会社の利益というのは変わるわけです。

そして、自分の給料には当然法人税ではなく、所得税・個人住民税（個人事業税はかかりません）が課税されます。

この法人税等と所得税・個人住民税の税率の違いをうまく使うことが法人を設立する場合の最大の節税ポイントとなります。

つまり会社の税金と個人が払う税金と合計して、一番安くなるように自分の給料を設定するので

ここまで、理解できましたか？

非常に大切なところなので、次でさらに詳しくご説明します。

2-13 適正な役員報酬を設定することで法人化のメリットを最大化する

おさらいも兼ねて、さらに詳しく説明しますね。

会社形態にしている方は当然ご存知かと思いますが、役員になれば自分の会社から「役員報酬」という給料をもらうことになります。

役員報酬には「個人所得に対する税金」として「所得税」と「住民税」がかかります。

これに対し、法人の利益には「法人所得に対する税金」として「法人税」「法人住民税」「法人事業税」が課税されます。

この役員報酬は社長が自由に決めることが出来るのですが、給料ですので法人の経費になります。

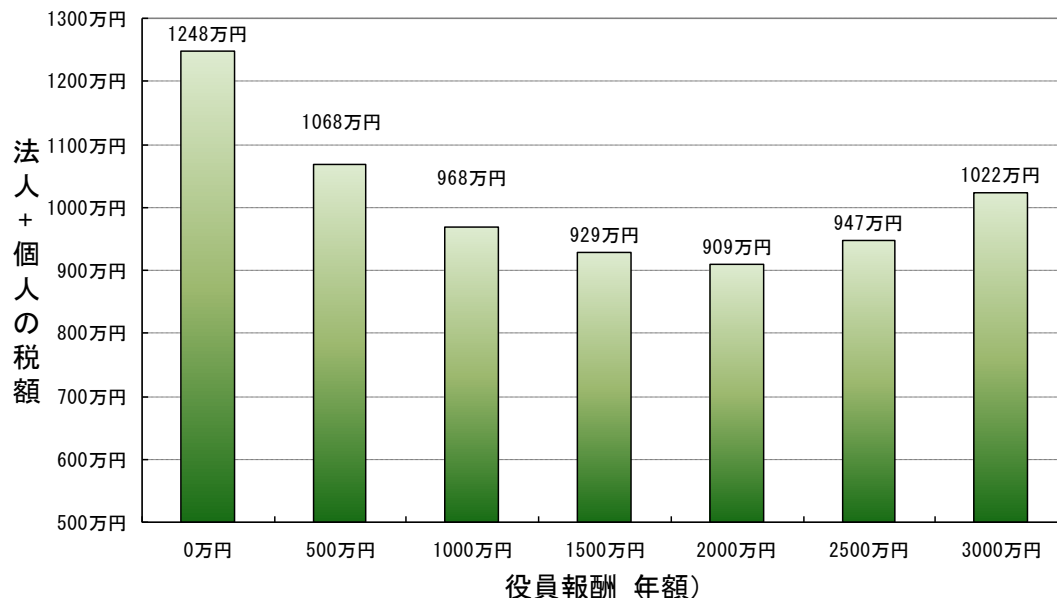
ということは、「役員報酬」を高くすれば法人の利益が少なくなり、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」が安くなることとなります。

しかしその分、「所得税」と「住民税」は高くなります。

つまり「役員報酬の額」と「法人の利益」はトレードオフの関係になっているのです。

これをグラフで示すと下のようになります。

所得 3,000万円の会社の役員報酬シミュレーション



このシミュレーションは1年間で3,000万円の利益を出した方を例にとっています。

説明を簡単にするために・・・

- ・ 奥さんと2人暮らし
- ・ 生命保険に入ったり寄付をしったりしていない

という状況で試算しています。

一番左は役員報酬を1円も取らずに、利益が3,000万円そのまま残って法人税を納めた場合です。

この場合は、法人と個人にかかる税金を合計すると1,248万円になります。

役員報酬を500万円取れば、法人の利益は2,500万円になりますね。

これが左から2つ目です。

この場合で、法人と個人にかかる税金の合計額は1,068万円になります。

このように役員報酬を上げていけばダンダンと税金が安くなり、ある地点で底になります。

このシミュレーションの場合は、一番税金が安くなるのが役員報酬が年間2000万円くらいのときです。

一番税額が高い「役員報酬が0のとき」と比較すると、1,248万円－909万円＝339万円もの税金が安くなります。

なぜこのように役員報酬を上げていったほうが納税額が安くなるか。

その答えは「**税率の差**」です。

もう少し詳しく説明しますと、法人の税金は利益の金額にかかわらず、約35%が税金として持っていかれます。

これに対して個人の役員報酬にかかる税金は年収に応じて税率が異なるのです。

例えば、家族構成などにより違いますが、年収が約350万円までなら所得税と住民税を足しても税率は15%ほどです。

年収が約500万円くらいまでなら20%、年収が約940万円くらいまでで30%になります。

さらに個人の税金の計算には「給与所得控除」と言われる「個人に認められている概算経費」や税率を掛けた後に「控除額」がありますので、単純な税率以上に安くなります。

まあ難しいことは置いておいて、個人の役員報酬としてお金を取るほうが、税率が安いので結果的に税金が安くなるということですね！

ただし、いつまでも役員報酬にかかる税金が安いというわけではないのです。

年収が上がっていった一番高い税率ゾーンになると、住民税と合わせて55%もの税金を取られます。

プロ野球選手や芸能人なんかはこのゾーンの人が多いでしょう。

バランスが大事なのです。

法人と個人の合計税金額が一番安くなる「税金の底」がある。

そこが「適正な役員報酬」ということになります。

「じゃあ、事業年度の最後にいくら法人に利益が出たかを見てから役員報酬を決めれば良いんだよね」というふうに考えてしまいますよね。

残念ながら・・・そうはいかないのです。

この「役員報酬をいくらにするか」は、期首から3ヶ月以内に決めなければいけないと税法で決められているのです。

ということは、残りの9ヶ月間でいくら利益が出るかをしっかり予想しなければいけないということです。

「そんなの無理だ」と言ってはいけません。

この節税の仕組みの知識と、緻密なシミュレーションがあれば、場合によっては数百万もの税金が安くなるのです。

この節税は別段お金がかかるものではありません。

これを機会に今年1年間の計画を立てて、計画的に儲けていく習慣をつけてみてはいかがでしょうか？

2-14 業務に従事している役員の数を増やして所得を分散する

前項の話で適正な役員報酬を設定することが節税に役立つということをご理解いただけただかと思えます。

この延長線上で役員報酬に関する節税をもう一つご紹介します。

個人の税金は年収が上がれば上がるほど高くなりました。

だから役員報酬をムチャに上げると、法人の利益は減って税金が安くなりますが、その代わりに個人の税金が高くなるので節税としては×です。

では役員報酬を1人ではなく、何人かで取ればどうなるでしょうか。

つまり、例えば同じ1,000万の役員報酬を会社が出すとしても、一人で1,000万ではなく、一人500万ずつ二人で1,000万出すということです。

所得税や住民税はあくまで「一個人」に対してかかる税金です。

ということは、事業を手伝っている家族に役員に入ってもらって、**役員報酬を分散すれば税金が安くなる**のです。

例えば奥さんが事業を手伝ってくれている方は、奥さんに役員に入ってもらいましょう。

またはリタイアしているお父さんやお母さんが手伝っておられるならば、役員に入ってもらいましょう。

もちろん名前だけ借りて、登記を済ますだけではダメですよ。

何らかの形で会社経営に参加してもらえなければ役員報酬を出すことはできません。

経理を手伝ってもらう、商品・製品などで出荷するものがあれば製本や箱詰めをしてもらおう。

このような形での**経営に参加することが必須条件**です。

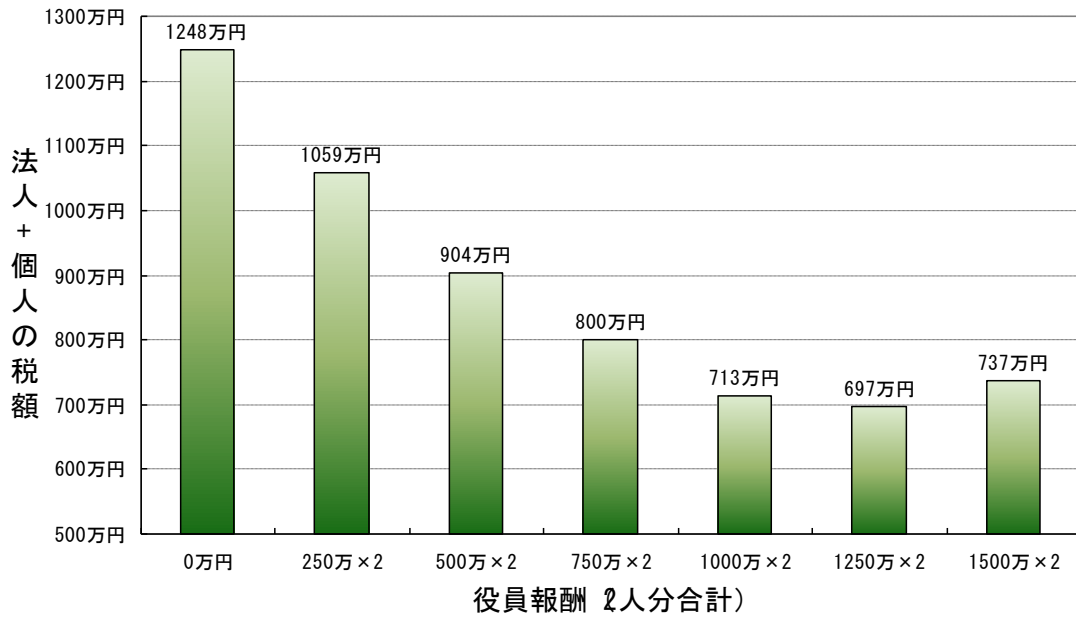
ではもう少し具体的に金額を使って考えてみましょう。

「適正な役員報酬の額を設定して節税する」で考えた場合と同じく、1年間で3,000万円の利益が出ている会社の場合です。

先ほどは1人で役員報酬を取る場合のシミュレーションでしたが、今回は2人で役員報酬を分けて取るシミュレーションです。

所得3,000万円の会社の役員報酬シミュレーション

所得3,000万円の会社の役員報酬シミュレーション



一番左は、役員報酬は2人とも取らずに会社に3,000万円の利益がそのまま残った場合です。

そこから順番に、一人250万円ずつ二人で500万円取った場合、一人500万円ずつ二人で1,000万円取った場合と続きます。

前項で使ったデータと同じですが、役員報酬を二人で分けたところだけが変わっています。

グラフのカーブを見ていただくと先程のグラフとの違いがわかりますでしょうか？

一人で取るときよりもカーブの角度が急になっています。

つまり、一人のときより二人のときのほうがより効果的に節税が出来ているということです。

金額で見てみましょう。

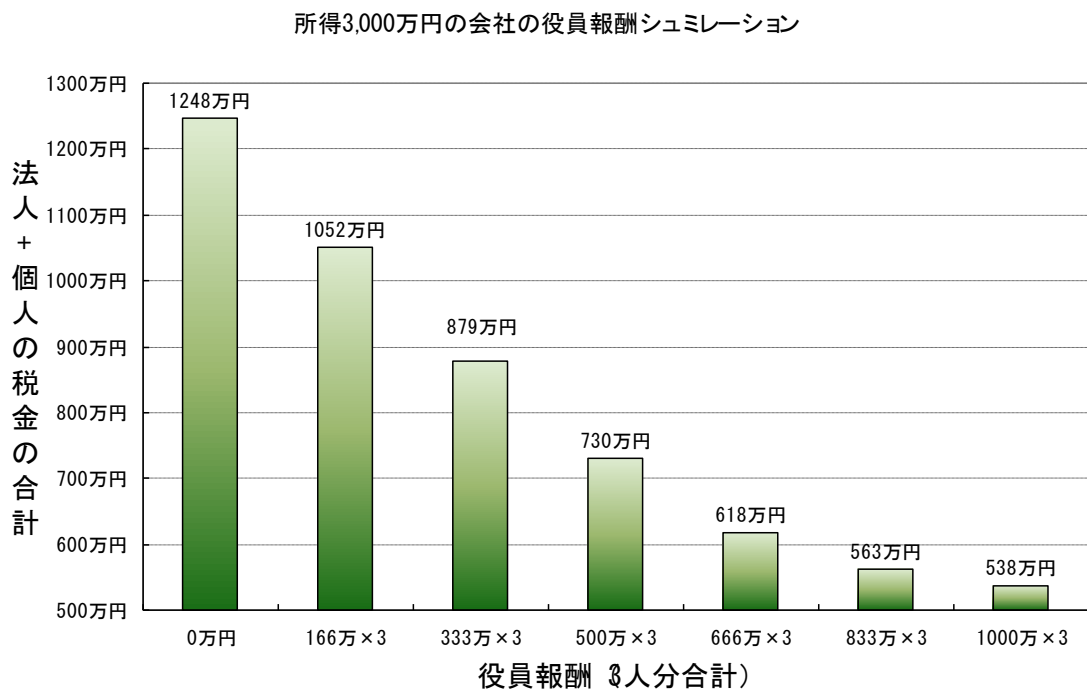
一人で役員報酬2500万円を取ると、法人+個人の税金の合計額は947万円でした。

同じ2500万円の役員報酬を法人で経費に計上するとしても、一人1,250万円×2で2,500万円にすれば合計の税額は697万円。

その差は250万円です。

この差は大きいですよ。

さらに役員報酬を3人でとる場合も見てみましょう。



条件は今までと同じです。

役員報酬2500万円を3人で分けて一人あたり833万円の役員報酬を取る場合は、法人と個人の合計の税額が563万円になります。

一人のときが947万円、二人のときで697万円でしたので、**さらに税金が安くなっている**というのがわかると思います。

このように役員報酬を取るとしても、出来る限り多くの役員で分配して取れば節税の効果は大きくなっていきます。

家族と一緒に経営に参加してくれる人がいれば役員になってもらいましょう。

さらにこれから会社を立ち上げようとしている方は最初に家族に役員になってもらうのが良いでしょう。

役員になるには登記が必要ですが、登記をしたからといって絶対に役員報酬を出さなければいけないというわけではありません。

会社を設立するときは何人役員に登記しても同じ値段でできます。

しかし後から追加登記しようとするれば数万円の実費がかかります。

まずは了解を得て、役員に入っておいてもらうことをお勧めします。

2-15 役員報酬以外に会社にするメリットはあるのか

会社にすることによる税金のメリットは役員報酬に関するものだけではありません。

他にもたくさんあるのです。主なものを箇条書きにしてみましょう。

★消費税が2年間免除される

★経営者の保険料が経費に出来る

★旅費規程を作れば日当を経費に出来る

★自宅を社宅にすれば家賃の一部が経費に出来る

★経営者の退職金を経費に出来る

★赤字を9年間繰り越すことが出来る

どうですか？

実際にこれらをフルに活用すれば、今よりもはるかに税金は安くなるのです。

詳しい方法は、節税の章のところでご確認ください。

2-16 税金以外にも会社にするメリットはあるのか

会社にするメリットは税金以外でもあるのです。

例えば…

★社会的信用の増大

★銀行の融資が受けやすくなる

★助成金を受けやすくなる

★いい人材を集めやすくなる

他にもありますが、主なものはこんなところでしょうか。

特に「社会的信用の増大」というのを理由に法人化される方は非常に多いです。

例えば、大手企業と取引する場合などは、法人でないと直接契約はしてくれなかったりします。

また、楽天やヤフーショップなどのネットショップモールへ参加したい場合も、法人であることが条件だったりします。

世間は個人事業主には冷たいのです・・・。

他にも銀行からの融資が受けやすくなりますし、助成金をもらえる可能性も高くなります。

こうやって見ていくと、法人にするのが絶対有利って感じですよ。

次はちゃんとデメリットもご説明しますね。

2-17 会社にすることによるデメリットはないのか

デメリットもあります。世の中いいことばかりではありません。

同じように主なものを列挙してみますね。

★交際費が全額経費にならない

★設立費用がかかる

★赤字の場合でも税金（均等割約7万円）がかかる

★事務が煩雑になる

まず、交際費ですが、法人にすると全額経費にはならなくなります。

じゃあ、どれくらい経費になるかというと、800万円までは経費になります。

全額ではないというだけで、かなりの部分は経費になるのです。

それから、デメリットというのかどうか微妙ですが、設立費用がかかります。

大体実費だけで22万円くらいかかってきます。

あと、赤字でも税金がかかってきます。

法人の場合は赤字でも存在している限り、毎年最低7万円の税金がかかってきます。

最後は事務の煩雑化。

会社にしたら、経理などをちゃんとしていかないといけませんので、個人のとくときと比べると面倒かもしれません。

そんなときは、経理の人を雇うか、会計事務所に任せましょう。

デメリットを見てどう思いましたか？

「何だこんなもんか」と思った方、そう、そんなもんなのです。

2-18 いくらくらい稼ぐと法人にするのが有利なのか？

ここまで読むと、みなさん気になることはないですか？

「で、いくら以上稼いだら個人事業よりも、法人にした方が有利になるの？」

ちゃんと今から、実際の数字を見てもらいますので、ご安心を。

それでは、計算結果を見てください。

計算は、その金額を個人事業で自分ひとりの所得とした場合と、同額を奥さんと 2 人で半分ずつ給与とした場合とで比べています。

■所得が 400 万円の人は個人事業と法人にするのとどれくらい税金が違うのか？

では、まずは 400 万円の人の例からスタートです。

【個人事業の場合】

所得税	30 万円
個人住民税	36 万円
個人事業税	6 万円

合計 72 万円

【法人の場合】（所得税と住民税は 2 人分）

法人税等	7 万円
所得税	8 万円
個人住民税	17 万円

合計 32 万円

法人設立の方が、約 40 万円ほど有利！となります。

■所得が 600 万円の人ならどうなるのか？

次は 600 万円の方の場合です。

【個人事業の場合】

所得税	69 万円
個人住民税	56 万円
個人事業税	16 万円
合計	141 万円

【法人の場合】

法人税等	7 万円
所得税	15 万円
個人住民税	31 万円
合計	53 万円

法人設立の方が、約 88 万円ほど有利！となります。

■所得が 800 万円の人ならどうなるのか？

次は 800 万円の方の場合です。まだまだ続きます。

【個人事業の場合】

所得税	112 万円
個人住民税	77 万円
個人事業税	26 万円
合計	215 万円

【法人の場合】

法人税等	7 万円
所得税	26 万円
個人住民税	47 万円
合計	80 万円

法人設立の方が、約 135 万円ほど有利！となります。

■所得が 1,000 万円の人ならどうなるのか？

次は 1,000 万円の方の場合です。飽きてきましたか？

【個人事業の場合】

所得税	164 万円
個人住民税	97 万円
個人事業税	36 万円
合計	297 万円

【法人の場合】

法人税等	7 万円
所得税	42 万円
個人住民税	63 万円
合計	112 万円

法人設立の方が、約 185 万円ほど有利！となります。

■所得が 1,400 万円の人ならどうなるのか？

次は 1,400 万円の方の場合です。もう少しです。

【個人事業の場合】

所得税	296 万円
個人住民税	137 万円
個人事業税	56 万円
合計	489 万円

【法人の場合】

法人税等	7 万円
所得税	103 万円
個人住民税	94 万円
合計	204 万円

法人設立の方が、約 285 万円ほど有利！となります。

■所得が 2,000 万円の人ならどうなるのか？

次は 2,000 万円の方の場合です。最後です。

【個人事業の場合】

所得税	506 万円
個人住民税	197 万円
個人事業税	86 万円
合計	789 万円

【法人の場合】

法人税等	7 万円
所得税	214 万円
個人住民税	149 万円
合計	370 万円

法人設立の方が、約 419 万円ほど有利！となります。

ようやく結論です。

長々と見てきましたが、結局いくらくらい稼げば法人にした方が有利なのか？

それぞれの効果額を再度見てみましょう。

400 万円の場合	→	40 万円有利
600 万円の場合	→	88 万円有利
800 万円の場合	→	135 万円有利
1,000 万円の場合	→	185 万円有利
1,400 万円の場合	→	285 万円有利
2,000 万円の場合	→	419 万円有利

この試算以外の節税は考慮してなくて、これぐらい差が出るということなので、一般的には 500 万円～600 万円くらいになれば、法人にしたら税金メリットが充分あると結論付けておきます。

2-19 Q&A よくある質問をまとめました！

Q 1. 税金はどのような人が納めなければいけないのですか？

A 1. 個人の形態で事業を行っている人は、1 年間の儲けが 20 万円を超えれば全員税金を納めなければいけません（専業の場合は 38 万円です）。「個人で事業を行っている人」とは、法人を設立していない人のことを言いますので、個人事業の開始の届出をしていなくても、又は屋号を持っていなくても納税義務が生じます。

Q 2. だいたいどのくらいの額の税金を納めなければいけないのですか？

A 2. 個人の形態で事業を行っているのであれば、売上から経費を引いたあとの利益に応じて税率が変わります。他にサラリーマンなどで給料を取っていない場合で考えてみますと、

- ・ 利益が約 195 万円以下 → 所得税と住民税を足して利益の 15%
- ・ 利益が約 330 万円以下 → 所得税と住民税を足して利益の 20%
- ・ 利益が約 695 万円以下 → 所得税と住民税を足して利益の 30%
- ・ 利益が約 900 万円以下 → 所得税と住民税を足して利益の 33%
- ・ 利益が約 1800 万円以下 → 所得税と住民税を足して利益の 43%
- ・ 利益が約 4000 万円以下 → 所得税と住民税を足して利益の 50%

となります。

ただし実際にはもっと複雑な計算をしなければいけませんので、あくまで概算としてお考えください。

Q 3. 確定申告とは何のことですか？

A 3. 確定申告とは、個人で事業を行った人が前年の1/1～12/31までに儲けた利益に係る税金を自分で計算して納税することを言います。毎年2/16～3/15の間に手続きをしなければいけません。またこれ以外にも、医療費が10万円を超えたり寄付をしたりローンで家を買ったりした人は、確定申告をすることでお金が返ってくる場合があります。

Q 4. 青色申告って何のことですか？

A 4. 税金の申告の方法には「青色申告」と「白色申告」の2種類があります。「青色申告」とは日々の取引をしっかりと帳面をつけて、請求書等の書類もしっかり保存することを条件に、税金が有利になるという制度です。具体的には個人の事業者であれば所得から65万円か又は10万円を控除することができます。ただし、事前に青色申告の承認申請書を税務署に提出しておかなければいけません。帳面が完全に備わっていない場合や届出をしてない場合は「白色申告」となり、有利な税金の特例を受けることができません。

Q 5. 脱サラをして会社を興そうと思うのですが、何から手を付けたらよいのでしょうか？

A 5. サラリーマンを辞めて自分の会社を立ち上げる決心が付きましたら、まずは「定款」という書類を作成しなければいけません。この「定款」を作るためには、会社名や資本金、本店所在地、事業年度等いろいろな事柄を決めていかなければいけません。ここで不適切な決め方をしてしまうと、後に税金上の不利を被る可能性があります。多少コストがかかりますが専門家に頼んだほうが無難でしょう。**税理士法人 小山・ミカタパートナーズ**では設立費用8万円+実費（トータル30万円）で会社の設立からサポートさせていただきます。

Q 6. 会社を作ろうと思うのですが、どれくらいお金がかかりますか？

A 6. 会社を作るとなると税金や役所の手数料が約 2 1 万円かかります。また会社の印鑑が必ず必要になりますので、印鑑代が 2 万円弱とすると約 2 3 万円が実費で必要になります。司法書士に依頼すると通常 1 0 万円程度の設立報酬がかかりますが、**税理士法人 小山・ミカタパートナーズ**で設立をして頂ければ、設立報酬は 8 万円（税抜）でさせていただきますので、トータル 3 0 万円程度とお考えください。

Q 7. LLPって何のことですか？

A 7. LLPとは日本語で言うと「有限責任会社」と言います。簡単にいうと、出資者は倒産しても出資した金額以上の責任は負わなくて良い組織ということです。従来からある株式会社や有限会社との違いは、取締役会や監査役会などを設置する必要がなく自由度の高い会社経営を行える点です。またLLPは利益が出た場合に残しておくことができず、全額を出資者に配当しなければいけません。また配当は、出資比率に関係なく貢献度などによって自由に設定できるのが特徴です。つまり株式会社ならば、出資比率が 8 0 % の人は 2 0 % の人の 4 倍の配当を貰えましたが、LLPでは自由に配当してよいことになっています。

Q 8. 車を買ったら節税になりますか？

A 8. 車は基本的には車種によって 4 ~ 6 年で経費になっていきます（減価償却と言います）ので、大きな節税になるとは言えません。ただし中古車ですと、経費になるまでの年数（償却期間と言います）が短くなります。例えば 4 年落ちの車でしたら 1 ~ 2 年で経費になりますので、比較的節税に役立つでしょう。

Q 9. スーツ代は経費になりますか？

A 9. スーツ代は残念ながら経費になりません。役員報酬や給料をもらっている人は個人の税金を計算する際に必ず「給与所得控除」という所得控除を受けているのですが、この「給与所得控除」がスーツ代などのサラリーマンの必要経費を概算金額で控除するものとされているからです。他にも、靴代、かばん代、クリーニング代なども経費になりません。

Q10. セミナー代は経費になりますか？

A10. セミナー代はその内容について経費になるものとならないものに分かれます。直接事業に関連するセミナーは経費になるのですが、趣味のセミナーは経費になりません。

Q11. 旅行は経費になりますか？

A11. 旅行は基本的に経費になりません。例外的に旅行の商材を書いて実際に販売し、相応の売上が上がっていれば取材費として経費に認められることがあります。この場合でも、不自然に豪華なホテル代や現地での行楽費は経費から除かなければいけません。

Q12. 賃貸マンションに住んでいるのですが、家賃を経費に落とせますか？

A12. 個人の場合は、事業で使っている「面積」「時間」に応じて一部だけ経費に入れることができます。法人の場合は、マンションを「社宅」にすることで、家賃の半額を経費にすることができます。

※「社宅」とは①法人名義で契約している②法人口座から引き落としされている③床面積が240㎡以下であることを満たす住宅を言います。

Q13. 自宅の駐車場代は経費になりますか？

A13. 自宅の駐車場代は経費になりません。社用車の駐車場代は会社の近辺の月極駐車場であれば経費にすることができます。

Q14. 会社の設立前に会社用のパソコンなどの備品を購入したのですが、経費になりますか？

A14. 会社が設立登記される前であっても、会社の設立準備のために支払ったものは経費になります。例えば会社用パソコンのほか、設立費用や印鑑代、交通費なども経費にあります。ただし、設立に直接関係のないようなものは経費になりません。

Q15. スポーツジムの代金は経費になりますか？

A15. スポーツジムは基本的に経費になりません。従業員を雇っている場合で、スポーツジムが法人名義であり、従業員も自由に使えるという場合は福利厚生費で経費にすることができます。

Q16. アルバイトを雇いたいのですが、どんな手続きをすれば良いのでしょうか？

A16. アルバイトの方を雇われるときは、履歴書と身分を証明するもの（運転免許書など）のコピーを必ず取っておいてください。またお給料の支払い方法は銀行振り込みにしておくほうが良いでしょう。また、たとえ短期間といえども「扶養控除申告書」という書類を書いてもらって保存することが法律で義務付けられています。

Q17. 電車代は領収書がないのですが、どうすれば良いのでしょうか？

A17. 電車代は領収書が出ませんので、「出金伝票」を切って、「いつ、どこへ、何のために行ったか」を書いてください。これらはエクセルで作成していただいてもOKです。また最近プリペイドカードの裏に行き先等が印字されますので、使い終わったプリペイドカードを領収書代わりに保存していただいても構いません。

Q18. メールで広告の出稿依頼をしたのですが、請求書が発行されずメールのやり取りだけで完結しております。このような場合、請求書についてはどうすればよいのでしょうか？

A18. メールでのやり取りだけで、紙ベースの請求書がない場合は、業者からのメールを請求書代わりにプリントアウトして保存しなければいけません。広告の出稿依頼であれば、いつから広告が掲載されるかやその料金が書かれているメールをプリントアウトしておくとい良いでしょう。

Q19. FXをしています。個人で行ったほうが良いのでしょうか？法人で行ったほうが良いのでしょうか？

A19. FXを個人で行うか、法人で行うかはメリット・デメリットが双方にあるため一概にどちらが有利とは言えません。状況に合わせて選択することになります。各方法のメ

リット・デメリットを簡単にまとめると次の通りです。

- ・ 法人で行うメリット FXで損を出した場合にアフィリや商材販売の利益と相殺可能
- ・ 法人で行うデメリット FXで利益が出たときに約35%課税される
- ・ 個人で行うメリット 税率が一律20%
- ・ 個人で行うデメリット 確定申告をしなければいけない。また、損失が繰り越せる期間が法人と比べて3年間と短い。

詳しくは4-4をご覧ください！

Q20. 外注費を支払う場合は源泉所得税を天引きしなければいけないときいたのですが、どのような場合に天引きしないとイケないのですか？

A20. 外注費を支払う際に源泉所得税を天引きする義務が生じるのは、相手が個人事業主で次のような仕事を依頼した場合です。

- ・ デザイン
- ・ 原稿
- ・ 撮影
- ・ 講演
- ・ 弁護士・税理士・司法書士

その他いろいろありますので、実際に個人事業主に代金を支払う際は税理士等に確認するのが無難でしょう。

弊社では、**今だけ完全無料**で何度でも税金、節税に関する相談を受け付けています！
LINE@のみとなりますが、

URL→<https://line.me/R/ti/p/%40wtp4701p>

LINE ID→@wtp4701p

ちなみに普通は1時間10,000円の相談料をとっていますから、大赤字です。笑

これを見たら必ず登録しておいてくださいね。

第3章 節税すればこんなに違う

3-1 税金の世界は「知っている人が得をして、知らない人が損をする」

税金の世界は「**知っている人が得をして、知らない人が損をする**」ように出来ています。

「税務署に行けば教えてくれる」

「確定申告のときには無料相談会とかやってるし」

と思っている方は**確実に損をしていると断言**できます。

なぜなら、税務署に税金を多く持っていかれることはあっても、安くなる方法を教えてくれることはないし、無料相談会はいかに多くの人数を捌くかというものだからです。

税務調査を100社以上経験し、無料相談会に相談税理士として何度も参加している私が言うのですから、間違いありません(笑)。

そして、もっと驚くかもしれない現実をお伝えしましょう。

「税理士に任せているから節税してくれているだろう」

残念ながら、これも大きな誤解です。

確かに税理士は税金の専門家ではあります。

税務申告に関して言えば、利益が確定していれば、どの税理士事務所が処理をしても、納税額は同じになるでしょう。

しかし、利益が確定するまでの過程で「**節税に積極的か、積極的でないか**」というだけで納税額は全く違ってきます。

税理士は基本的に対税務署を考えて、間違いのない申告をしたり、届出をしたりすることを代行することが仕事です。

会社側が何も言わず、まかせっきりにしていて、税理士事務所側から積極的に節税のアドバイス

をしてくることは、ほとんどないのです。

ウチ(税理士法人小山・ミカタパートナーズ)はやりますけどね(笑)。

「税理士事務所に任せているから節税もしてくれているだろう。」と思っている社長さんは、この現実を知った方がいいでしょう。

だからこそ、社長自身が節税ノウハウの基礎を身につけることが重要になってきます。

このレポートでは「**知って、実行する**」を実践すれば全く節税をちゃんとしていない会社なら数百万円の節税効果が得られる内容を記載しました。

ぜひ、最大限に活用してください。

そしてせっかく稼いだ利益を、個人や会社に残して、そのお金を次のビジネスに投資することで、どんどんビジネスを拡大していくのです。

正しい節税を知って、会社にお金を残す経営を実現し、自分のビジネスを発展させていきましょう！

3-2 税金は払いたくない！

「税金なんか出来る限り払いたくない！」

これは多くの経営者の方の本音ではないかと思います。

まあ、あれだけ税金の使い道のひどさがいたるところで報道されていれば、そう思うのも正常なことだと思います。

税金を払いたくないと思った方がよくやってしまうことが2つあります。

1. 脱税する
2. お金を使って節税する

では、この2つのパターンの例を見てみましょう。

3-3 脱税した田中さん

「税金なんか払いたくない。せっかく稼いだのに、税金で持っていかれるなんてバカらしい。」

「税務署が来る？うちくらいの規模ならいちいち細かく調べたりしないだろう。」

「税務署なんて怖くない。俺は大丈夫だ。」

田中さんは軽い気持ちで2つの方法で利益を少なくすることにしました。

1つは売上を抜く方法。

いつも入金してもらっている会社の通帳とは別に通帳を作って、単発ものの売上や遠隔地のお客さんの売上の振込指定口座をこの通帳にするという手口です。

「この通帳をみせなきゃ大丈夫。ばれっこないよ。」

もう1つは、人件費を多くする方法。

実際にはいないアルバイトの給料を計上して、経費を多くする架空人件費と言われる方法です。

「簡単だな、給与明細を自分で書いとけばいいだけだもんな。」

田中さんは自信満々でした。

そんなある日のこと……

ピンポ〜ン

「はい、どちら様ですか？」

「〇〇税務署の山田です。田中さんですか？」

「・・・・・・・・」

「田中さんの確定申告についてお伺いしたいことがあるのですが。」

「・・・・・・・・」

それは突然のことでした。いきなり家に税務署の人がやってきたのです。

「田中さん、ちょっといくつかお聞きしたいことがありますね。」

「は、は、はい。」

税務署員は、帳簿や通帳・領収書などの会計資料を見せて欲しいということでした。

「田中さんの通帳を銀行から取り寄せてみたんですけど、どうもこの通帳の入金が帳簿には反映されていないようなんですが？」

「ええ？そんなはずはないですよ。」

「そんなはずないことないでしょう。これは明らかに意図的ですよ。しらばっくれていると大変なことになりますよ。」

「・・・・・・・・」

「あと、田中さんのところの件費ですけど、他の同業種会社と比べると明らかに高いようなんですよ。全員の源泉徴収簿と履歴書を出してもらえますか？」

「源泉・・なんですか？履歴書もとったりとってなかったりで・・」

「一人ずつ連絡して、ちゃんと田中さんのところで働いていたかどうか確認させていただきますよ。」

「・・・・・・・・」

結局、田中さんは売上除外と架空件費、それ以外にも個人的経費を入れて利益を少なくしたということで、罰金をとられることになりました。

しかも手口が悪質とみなされて、重加算税という一番重い罰金を支払わされます。

もともと払うべきだった税金の約1.5 倍も払うことになり、隠していたお金は全部なくなってしまいました。

「まともにやっとならばよかった・・・。逮捕されなかっただけましかな・・・。」

3-4 消費型節税をした鈴木さん

鈴木さんの会社はもうすぐ決算。

今期は好調でかなりの利益が残りそうだ。このままだとかなり税金を持っていかれるなあ。そこで鈴木さんは経費になりそうなものをどんどん買うことにしました。

「ベンツ欲しかったんだよなー。買っちゃうか。」

「このソフト使うかどうかわからないけど、とりあえず買っとこう。」

「取引先の人を連れてキャバクラでも行くか。税金払うよりはましだ。」

「パソコンもとりあえず、いっぱい買っとこう。」

みるみるうちに利益は少なくなってきました。

1,000 万円残っていた利益が100 万円まで少なくなって、税金は40 万円で済んだのです。

「いやー、得した、得した。」

ちょっと待ってください。

確かに税金は少なくなりました。

でも、手元に残ったお金っていくらですか？

1,000 万円の利益を100 万円にするために使った900 万円+税金の40 万円の940 万円が手元からなくなっています。

一方、1,000 万円で税金を払っていたら税金が400 万円で、手元には600 万円の現金が残っていたはずです。

手元に残ったものが60 万円とベンツと使わないPC とソフトウェア。

一方税金は多く取られたけど600 万円の現金。

どちらが、今後商売をしていく上で、有利だと思いますか？

3-5 二人の間違い

2つの例を読んでみて、どう感じられましたか？

田中さんの例は論外ですよ。

「俺は税務署に見つからない方法を知っている」とか言ってる人がいますが、私はその後しっかりやられている人をたくさん知っています。

そしてそういう人はやられたことを表には出しません。

脱税する手間をかけるくらいなら、ぜひ効果的な節税のために手間をかけてください。

鈴木さんの例もよくあるパターンです。

これは本当にもったいない。

鈴木さんは節税には順序があるということを知りません。

鈴木さんのやった節税は絶対にしてはいけないというわけではないのですが、その前にもっとやるべき節税があるので。

鈴木さんがやった「お金がなくなる消費型節税」をやる前に、「お金が出て行かない節税」をちゃんと実行しなければいけません。

節税にも種類があるのです。

3-6 節税には種類がある

「節税」というものにもいくつか種類があります。

私はそれを4つに分けています。

1. お金が出ていかない最優先の王道的節税
2. お金は出ていくが将来につながる投資型節税
3. お金は出ていくが自分の会社を守るための保守的節税
4. お金が出ていき将来にはつながらない消費型節税

この4つの節税をちゃんとした順序で実行していくことが、節税の大前提になります。

多くの方が、この順序を誤ります。

利益が残ったら4の消費型節税からはじめてしまうという方が多いのです。

正しい方法は次の通りです。

最初に、お金を使うことなく出来る節税である「王道的節税」をしっかりやります。

例えば役員報酬の金額を最適なところに設定することや、旅費規程の作成、在庫の評価見直し、特別償却・税額控除といった節税になります。

この部分をちゃんとやるだけで、会社によっては数百万の節税効果は軽く出てきます。これをやらずに脱税する人がいるというのは、本当に残念なことです。

次に、「王道的節税」を実行した後でも利益が残っている場合。

このときに検討すべきは2の「投資型節税」と3の「保守的節税」です。

この2つはどちらを先にするというのはないので、どちらも同時に、自分の会社に合うものを選ぶということでいいでしょう。

会社によっては広告宣伝費に投資するところもあれば、人材確保のために投資するところもあるでしょうし、将来のために生命保険に加入したり、倒産防止共済に加入するところもあるでしょう。

まず、自分の会社にとって、どの節税を優先させたいかを決めて、優先順位の高いものから実行していきましょう。

「投資型節税」と「保守的節税」もやりきった後、それでも利益が残っている場合。このときは2つ選択肢があります。

それは「消費型節税」をやるか、そのまま税金を払うかです。

別に私は消費型節税が絶対にダメって言っているわけではありません。

頑張っただけですから、自分へのご褒美としてある程度やるのはいいと思っています。

ただ、その時期と順序を誤ると、自分が苦しくなるということを言いたいだけです。

それを考えて、鈴木さんの例も頭の片隅に置きながら、「消費型節税」をやるか、税金を払うかを選択しましょう。

第4章 投資にかかる税金

4-1 株の売買の税金ってどうなっているの？

この章では投資に関する税金についてご紹介します。

最近ではFXを中心に投資がすごく人気です。

利益が出たときは申告をしなければいけないのはもちろん、損が出てしまったときにも申告することで有利になることもあります。

そういった意味でも投資と税金は切っても切り離せない関係です。

投資をする方はぜひ税金に強くなってください。

税金を知らずに投資をするのは本当に危険ですので！

さて、まず最初は投資の王道、株式投資にかかる税金についてです。

株式投資をする場合、株取引の口座には3種類あります。

それは、

- ① 特定口座（源泉徴収がある）
- ② 特定口座（源泉徴収がない）
- ③ 一般口座

の3つです。

この3つのどれを選択するかで税金の扱い方が変わってきます。

まずは各口座の特徴から見てみましょう！

「特定口座」というのは、投資家が上場株式で得た利益や損失を証券会社が計算してくれるシステムです。

具体的には、証券会社は特定口座で出た利益や損失を「年間取引報告書」にまとめてくれ

るのです。

この特定口座は「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」を選ぶことができます。

「源泉徴収あり」にすると一つの取引のたびに証券会社が税金を計算してくれて、税金が天引きされます。

税金の納付も証券会社が行ってくれますので、基本的には確定申告をする必要がありません。

「源泉徴収なし」にすると利益の計算は証券会社が行ってくれますが、税金はほったらかしなので自分で確定申告をしなければいけません。

ただ実際には証券会社から送られてくる「年間取引報告書」の内容を転記するだけなので、確定申告は簡単にできます。

これに対して「一般口座」というのは、1年間の損益の計算を自分で行うのはもちろん、確定申告も自分でしなくてはなりません。

こうすると「特定口座：源泉徴収あり」が一番有利に思えますが、実は一概にはそう言えないのです。

例えばサラリーマンが株式の売買をして利益が20万円以下のとき、一般口座を選択していれば確定申告をしなくて良いという特例があります。

ところが「特定口座」にしてしまうとこの特例が使えません。

「特定口座：源泉徴収あり」を選択していると取引のたびに税金が天引きされますので、1年間の譲渡益が20万円以下であっても税金を払ってしまうことになるのです。

また取引のたびに税金が引かれるということは、その分の運用できる資金が少なくなり、運用の効率が落ちることにもなります。

手間は楽だけど税金を先にちょこちょこ払う「特定口座：源泉徴収あり」を選ぶか、手間はちょっとだけ大変で税金を後で払う「特定口座：源泉徴収なし」を選ぶか、手間は大変だけど税金を後でまとめて払う「一般口座」を選ぶか。

どれが自分にとって都合が良いかをじっくり考えて選択してください！

でも申告が面倒に思う人は「特定口座：源泉徴収あり」にしておくのが良いかもしれませんね。

では、株式で儲かった利益にはどれくらいの税金がかかるのでしょうか？

上場している株式を売ったときは、儲けの20%が税金に取られます。

所得税が15%、住民税が5%、合計して20%です。

証券税制はしょっちゅうコロコロ変わります。

秋の空の天気と同じくらいの頻度で変わります（笑）。

改正についてはいつもアンテナを張っておいてください。

なお、弊社では税金の最新情報をLINEのタイムラインで毎日発信中です！
登録しておいてくださいね。

◆LINE登録はこちらから◆

URL→<https://line.me/R/ti/p/%40wtp4701p>

LINE ID→@wtp4701p

ちなみに株式を売買したときの税率は、他にいくら所得があっても変わりません。

つまり年収1億円の人が株式を売っても、年収200万の人が株式を売っても、同じ利益が出たのならば同じ税金になるということです。

これをちょっと難しい言葉でいうと「分離課税」と言います。

投資をしていると耳にしますので覚えておいて損はない言葉です。

あとで不動産投資の話をしていきますが、不動産投資では「分離課税」と対になる「総合課

税」という言葉が出てきます。

頭の片隅に入れておいてくださいね。

ちなみに特定口座の「年間取引報告書」は証券会社から自動的に税務署に送られますので、「特定口座：源泉徴収なし」を選択しても税金を払わずに逃げ切ることはできません。また一般口座でも1回の取引で30万円を超える売却をしたときは「支払調書」が税務署に提出されます。

忘れずに確定申告してくださいね。

4-2 損が出たらどうなるのか？

ここまでは株式の売買で利益が出た場合のお話でした。

では損を出してしまった場合はどうなるのでしょうか？

結論から言いますと、「株式の損＝確定申告が絶対お得」ということになります。

株式の売買で損が出た場合、確定申告をするとその損失が3年間繰り越すことができます。

簡単な具体例で考えてみましょう。

前年度に株式売買で100万の損を出し、今年は60万円の利益が出た場合です。

前年に確定申告をしていれば100万円の損失が繰り越されますので、今年の60万の利益は相殺されて利益が0ということになります。

すると結果的に税金が0になるのです。

さらにまだ40万円の繰越損失が残ってますので、来年も40万の利益までであれば相殺可能です。

この損失は3年間の繰越が認められています。

この「損の繰越」は特定口座や一般口座に関係なくできますので、「損が出たら確定申告」とお考えください。

また特定口座や一般口座の選択は証券会社ごとに行うことができますよね。

つまりどこかの証券会社の特定口座で利益が出て、別の証券会社の特定口座では損がでるということもありえるのです。

このときは「特定口座は確定申告不要」と言いつつも、確定申告するようにしましょう。

税金が返って来ることがあるからです。

株式の税金は、売却益と売却損は全ての口座を合算して計算します。

つまり利益と損失が相殺されることで、課税される利益が減り、結果的に税金が減ることになるのです。

ちょっと例を挙げてみます。

「特定口座：源泉徴収あり」で50万円の利益が出て、「一般口座」で40万円の損失が出てしまった場合です。

「特定口座：源泉徴収あり」では50万円の20%の10万円が天引きされます。

確定申告をすると「一般口座」の40万円の損失と相殺されて、税金の対象となる利益は10万円になり、税額は2万円になります。

ということは、差額の8万円が還付されるということです。

損失が出たら口座の種類にかかわらず確定申告しましょう。

4-3 FXの税金は株と取り扱いが異なる

ここまでは株に関する税金をご紹介してきました。

ここからは「FX」に関する税金をご紹介していきます。

昨今「投資」といえば、FXが大人気で株と双璧をなしていますね。

ハイリスクハイリターンと言われるFXは、とてつもなく大きい利益を生むことがあります。

逆に巨額の損失を被ってしまうこともあります。

まさに天国と地獄。

そして税金は「天国」の場合にも「地獄」の場合にも関係してきます。

しっかりマスターしてください。

まず、FXで税金を払う必要がある人は以下の通りです。

1. 給与所得がある方で、FXの所得が年間20万円を超える方
2. 給与所得がない方で、FXの所得が年間38万円を超える方

1. について、サラリーマンなど給与所得がある人で、FXによる所得が20万円を超えると、確定申告をして税金を払う義務が発生します。

また、2. について専業主婦など給与所得がない人でも、FXによる所得が38万円を超えると、税金を支払わなければなりません。

次にFXの税率ですが、平成28年現在では一律で「20.315%」となっています。

以前は利益額に応じて税率が高くなる方式（5%～45%）だったので、FXで利益が出るほど税率が高くなっていました。

そのため、サラリーマンなどは給与所得と合算されて高い税率で税金を納めないといけませんが、現在FXは税制面ではかなり優遇されている、と言えます。

4-4 FXを法人ですか、個人ですか

FXの口座は法人で持つこともできますし、個人で持つこともできます。

では法人で持つ場合と個人で持つ場合とでは何が違うのでしょうか？
どちらが有利・不利があるのでしょうか？

結論から言うと「ケースバイケース」です。笑

個人が有利になる場合もありますし、法人が有利になる場合もあります。

このあたりをゆっくりお伝えしていくのですが、その前にまず個人と法人で税務上どのような違いがあるかを知ってください。

大きく言うと次の点の違いがあります。

- ① 法人は決算期に含み益・含み損も時価で評価しなければいけないが、個人は12/31までに決済した利益と損失だけを計上する
- ② 法人は利益が出ると約35%を税金で取られるが、個人では20.315%の税金になる
- ③ 法人で損失が出た場合は9年間繰越ができるが、個人では3年間の繰越になる。

まず①についてですが、法人は決算期末に含み益・含み損を時価評価しなければいけません。

例えば、100円で買った株が120円に値上がりした場合、その含み益である20円に課税されるということです。

お金になっていないのに税金が取られるのは大変ですね。

逆に事業年度末に損が出ていれば決済していなくても「損」に計上できますので、その分税金は安くなります。

これに対して個人は「決済ベース」で利益や損失を計上します。

例えば、100円で買った株が120円に値上がりしていたとしても、売却して利益を確定していない限り課税されることはありません。

この点がまず法人と個人の違いです。

ただこれだけでは、どちらが有利とはなかなか言えませんね。

なぜなら年末にどれだけ未決済のものがあるか、それが含み益なのか含み損なのかは事前には予想できませんからね。

次は②の利益が出た場合についてです。

利益を出した場合は、法人であれば利益の約35%が税金に取られます。

個人であれば4-3でもお伝えしましたが、20.315%の税金が取られます。

ということは、利益が出るのであれば個人でやるのが一番有利です。

「法人」と「個人」は一概にはどちらが有利とは言えませんが、

ひとついえることは、法人は設立するにも費用がかかります。

こういった意味では「法人」より「個人」が有利にも思えますが、法人を作ればそのまま35%課税されるようなことは普通しません。

実際はいろんな節税が打って、課税ベースそのものを安くしていきます。

(小山・ミカタパートナーズならですが^^)

ですので税率だけ見て「個人取引が有利」とは言えないのです。

最後に③の損失が出た場合です。

この場合は「法人」が一番有利でしょう。

法人であれば9年間の損失繰越ができるからです。

さらに法人で他の事業をしている人は、その事業で出た利益とFXの損を相殺することができますので！

さてここまでいろいろな状況で法人と個人でどちらが有利か見てきました。

いろいろなケースで有利不利を見てきましたが、結局全て結果論にしかありません。

法人と個人がどちらが有利かは「ケースバイケース」としか言いようがないのです。

ただ、ざっくり目安となる考え方をご紹介しますのであれば、

「損が出そうな可能性に備えたい」「他に赤字事業がある」＝「法人」が有利
「法人の節税メリット以上に儲ける自信がある」「FX 専業で行う」＝「個人」が有利

とお考えください。

この有利判定は税理士法人 小山・ミカタパートナーズなら実際に税額をシュミレーションしてアドバイスさせていただいております。

(お客様特典なので、顧問先様でないといませんが・・・)

4-5 不動産投資の税金は？

ではここからは不動産投資について考えましょう。

不動産投資は今も昔も人気の投資です。

いわゆる「不労所得」としては代表的なものですからね。

さてこの「不動産所得」の税金はどうなっているのでしょうか？

今回は個人で「不動産所得」を得たときの税金について考えてみます。

「不動産所得」というのは貸家やアパートの家賃収入、駐車場などの地代収入などで得た利益のことを言います。

まあその名前の通り、土地や建物を貸してお金をもらった場合の所得のことですね。

つまり「不動産の貸付」でもらえる「不労所得」が不動産収入なので、ホテル業や時間極駐車場などは不動産所得には含まれないのです。

ホテル業や時間極駐車場は「事業所得」という区分になるのです。

また不動産を売却したときも「不動産所得」ではなくて「譲渡所得」という区分で税金を計算することになります。

「不動産関連」と言っても全部が不動産所得ではないのです。

ちょっとご注意くださいね。

で、この「不動産所得」ですが、個人で行っている以上は「確定申告」をする必要があります。

つまり1年間の家賃収入や権利金収入などの収入の合計額を集計し、そこからかかった経費を差し引いて自分で利益を計算することになります。

この利益が1年間で20万円を超えなければ確定申告は不要です。

20万円を超えた場合は自分で税額を計算して「確定申告書」を作成し、3/15までに税務署に提出して、税金も3/15までに納付すれば確定申告完了です。

このあたりは「事業所得」と同じですね。

では不動産所得の税金についてももう少し詳しく見ていきましょう。

まず「何が収入になるか」「何が経費になるか」について考えてみます。

「何が収入になるか」については「家賃収入」「地代収入」はもちろん、「権利金収入」も含まれます。

「権利金収入」というのは簡単に言えば、「礼金」や「敷引」のことです。

つまり契約のときにもらう「保証金」の中で、退去時に返金する部分以外のお金ということです。

これは返さなくて良いので、「収入」になります。

逆に言うと「退去時に返金する金額」は収入になりません。

次は「何が経費になるか」についてです。

不動産所得の経費は正直少ないです。

これが不動産所得の旨味であるのですが、税金上はほとんど経費がないのでなかなか節税もできないのです。

そのなかでも経費になるものを挙げますと、「固定資産税」「事業税」「損害保険料」「修繕費」「減価償却費」などでしょう。

もし人をやとって管理してもらっていれば「人件費」が経費になります。

また法人に管理を依頼していれば「管理費」が経費になります。

あとは銀行から融資で不動産を購入していればその「利息」（元本は経費になりません）、家賃を踏み倒されたときの「貸倒金」くらいでしょうか。

やはり事業所得と比べると経費は少ないです。

こうして集計した「収入」から「経費」を差し引いた金額が「利益」になり、この「利益」に課税されることになります。

ちなみにサラリーマンが副業で不動産所得を得た場合は「給与所得」と「不動産所得」を合算した金額に税金がかかります。

これを「総合課税」と言います。

通常サラリーマンの給料の税金は毎月のお給料から天引きされて、12月に会社が行ってくれる「年末調整」で税金の納付まで完了しています。

ですので追加が出るのは「不動産所得部分」だけになりますが、個人の税金は儲ければ儲けるほど税率が上がる仕組みになっています。

「不動産所得部分」だけとは言え、結構高くなる可能性がありますよ。

具体例で考えてみましょう。

年収500万円のサラリーマンがワンルームマンションを賃貸して年間400万円の収入が上がった場合です。

経費は減価償却費が50万円、固定資産税が20万円、保険料が10万円、修繕費が10万円、その他の経費が10万円とします。

経費は合計100万円です。

また給料に対する税金は年末調整で完了しているとします。

この場合、「不動産所得」は儲けのことですので、500万円－100万円の400万円になります。

で、この400万円に対する税金を計算してみますと、所得税が78万円、住民税は40万円足して118万円ということになります。

つまり400万の利益で120万円くらいは税金で取られるのです。

このシミュレーションよりもっと給料が高い人であれば、税金ももっと大きくなっていきますよ。

さて、不動産所得の申告も事業所得の申告と同じく「青色申告」と「白色申告」がありません。

「青色申告」を選択すれば「青色申告特別控除」などの税金面でいろいろな特典がある分、すべての取引を「複式簿記」で記帳しなければいけません。

ちなみに「青色申告特別控除」というのは、先程ご説明しました「利益」からさらに65万円を引いてくれるというものです。

この「青色申告特別控除（65万円）」を受けようとするならば、確定申告書には「貸借対照表」という現金や預金や負債の残高を報告する書類を添付しなければいけなくなります。

ちょっと手間が増えますが、不動産所得は毎月の入金が入金が一定ですし、経費の集計も少ないので積極的に青色申告を狙いましょう。

不動産所得は経費があまりないので、税金の負担も大きくなります。

税金を念頭に置いて投資するようにしてください。

第5章 今更聞けない、マイナンバーに関する総おさらい

5-1 マイナンバー制度とは？

「マイナンバーやばい・副業がバレてしまう」

「これうちらになにもメリットないよね」

「国が国民全員の稼ぎを把握して、税金ゴツソリ持ってくるらしいぞ」

まことしやかにささやかれているマイナンバーの噂。

2015年10月から始まったこの制度。

行政の効率化を目的として開始され、すでに2年以上が経過しました。

実際のところはいまだによくわからないといった不安や、

面倒さを感じている方が多いのではないのでしょうか。

そこで、今回はマイナンバーに関する情報をここで整理したいと思います。

まず、「マイナンバー」とは何でしょうか？

マイナンバーとは、

「国家が国民ひとりひとりに番号を割り当て、個人の所得や年金、納税などの情報を1つの番号にひも付けて管理する目的でつくられる「共通番号制度」のこと。

ざっくり説明すると、

「税金や社会保障の管理のために、国民一人ひとりに番号を付して、国が管理するよ」

という制度です。

ここまでは大丈夫ですね。

これを国としては、

- ・「税金」とか「社会保険」の手続を番号で管理できるから楽になるよ！
- ・先進国は皆どこもやってる！やっていない日本は遅れている！

という行政の効率化と国際推進化を名目に、

どんどん政策を押し進めようとしているわけです。

ただし、そこは国のスーパーエリート集団が考えること。

当然それなりの理由があるわけです。

これについての詳細は後述するとして、

マイナンバーが適用されると、実際にどんな手続きをしたらいいのか

について説明していきたいと思います。

5-2 マイナンバーの導入で、いったい何をどうしたらいいのか？

マイナンバーの導入でまず大きく変わる点としては、

今まで税務署で出していた資料にマイナンバーをかかなくてはならなくなります。

大きなところでいうと、

「支払調書」…誰かに外注して業務を任せただけの場合に作成する

「源泉徴収票」…従業員を雇って給料を渡した場合に作成する

「確定申告書」…個人の申告の時に作成する

などにマイナンバーの記載が必須になってきます。

ややこしいですね。

では、マイナンバーはどのような手続をすればよいのでしょうか？

個人事業主は大きく分けて2つの役割を担っています。すなわち

(1)「支払を受ける側（売った側）」

(2)「支払をする側（買った側）」

の2つです。上記についてはそれぞれ対応が異なってきます。

(1) 自分が「支払いを受ける者（売った側）」の場合

自分の個人番号を「支払者」に通知する必要があります。

(2) 自分が「支払をする者（買った側）」の場合

「支払を受ける者」の番号の通知を受ける必要があります。

(ただし、支払先が会社の場合は、法人番号が公表されるので聞かなくても分かります)

また、従業員がいる場合には、各種必要な書類にマイナンバーを記載する必要があるため、

従業員からマイナンバーを預かり管理する必要があります。

5-3 マイナンバーの導入で税金の申告漏れがばれる？

「マイナンバーの導入で税金の申告漏れがバレやすくなりましたか？」

という相談を受けることが多いですが、私はこう答えます。

はい。結論としては今までより税金の申告漏れがばれる可能性が高くなります。

これはどういうことかと言うと、例えば、ものを買った側が税務署に

「これだけ支払ったよ」と申告した記録が残っているけれども、

それを受け取った側からの申告がないと、

「申告が漏れている」ことがばれてしまいますよね。

今まではマイナンバーというものがなかったため、

この買い手と売り手の情報が、相手先氏名など、曖昧な情報との照合だったけれども、

マイナンバーという、世界に1つしかない情報と照合出来るようになりました。

つまり、2社間の情報の照合が**より機械的に出来るようになった**ということです。

以上の理由から、

マイナンバーの導入により申告漏れがバレやすくなってしまった、

と言えるでしょう。

特に、「個人源泉税」が控除されるような副業をしている方、例えば

・サラリーマンでデザイナー・コピーライティングなどの副業をしている人

・昼間 OL で夜に水商売をしている人

は、**注意する必要がありますね。**

申告漏れがあると、当然それがバレた時に追加の税金があるため

それが会社に通知されることで副業がバレやすくなってしまいますからね。

副業も会社にバレて、税金も追加で納めることにもなり、踏んだり蹴ったりです。

また国によりますと、

2018 年には銀行口座へ任意でマイナンバーが求められ、

2021 年には**口座の作成にマイナンバーが必須になる**

といったスケジュールで進んでいるそうです。

「銀行口座にマイナンバーが付与される」

これはどういうことかという、今後の銀行口座の取引がマイナンバーの導入で

すべてが筒抜けになってしまう可能性を秘めている、ということですね。

今までは、

申告したくない売上金については申告しない。

売上金の通帳を別にして、売上の申告をわざと抜く。

などで税金を安くするような人もいましたが、

そういった情報も通帳履歴を通じて税務署に筒抜けになってしまいます。

まさに、これこそが国がマイナンバーを通じて本当にやりたいこと。

「国がすべての銀行口座を管理し、税金を漏れなく確保する」

「個人資産がすべてマイナンバーで管理される世界」

これこそ、国がやりたいマイナンバーの真の目的ではないでしょうか（考えすぎ？）

とはいえ、いずれ今ある節税方法の多くが今後使えなくなるかもしれません。

5-4 副業を会社にばれなくするテクニック

マイナンバー導入はさて置いて、

副業を会社にばれなくするための方法は今だに有効です。

副業が会社にバレてしまうことを恐れている方は、

まずは「**この方法**」を確実に実践しておくことをお勧めします。

さて、そもそも、副業が会社にバレてしまう理由はなんでしょうか？

その大きな理由の1つに「**住民税**」の存在があります。

これはどういうことなのでしょう。

まず、会社員は住民税については「特別徴収」といって

普段の給料から天引きされる形をとっています。

給与明細を見れば乗っていますね。

そして、その天引きされる金額はどうやって決まるかというと、

「前年度の稼ぎ」によって決まってきます。

そして、この「前年度の稼ぎ」が問題になるのです。

会社は従業員がいくら給料を稼いでいるかの情報を持っています。

給料として支払っているのが当然ですね。

ここでもし副業をしており、副業で稼いだ儲けを申告をした場合は

会社が把握している金額 と 実際に国に届けられた金額 にズレが生じます。

「前年度の稼ぎ」は確定申告で変わってきますので、副業の稼ぎが大きいと

他の副業をしていない従業員と比べ、住民税の金額が大きく変動してしまうのですね。

その結果、翌年になってから、副業がばれてしまうのです。

これが、副業が会社にバレてしまうメカニズムです。

しかし、実は会社に副業がバレないようにする対策はあります。

それは、確定申告の申告時に副業分の稼ぎにかかる「住民税」を自分で納付する方法で

す。

もっと分かりやすくいうと、

会社からもらったお給料以外の住民税は自分でおさめますよ、と宣言する方法です。

その方法はいたって簡単。

確定申告書の「とある部分」にチェックを付すだけです。

その「とある部分」とはここです。

【確定申告書B】 → 【第二表】 → 【住民税・事業税に関する事項】

				生年月日	年・大 月・平						
○ 住民税・事業税に関する事項										② 専業主婦給与控除額の合計額	
住民税	扶養親族の氏名	籍別	生年月日	別居の場合の住所	配当に関する住民税の特例						
			年 . .		非居住者の特例						
			年 . .		配当割額控除額						
			年 . .		株式等譲渡所得割額控除額						
事業税	非課税所得など	番号	所得金額	寄附金 都道府県、市区町村分							
	損益通算の特例適用前の不動産所得			税額控除 自治体の共同基金、日赤支店分				税額指定分	都道府県	市区町村	
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額			給与・公的年金等に係る所得以外(平成27年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択							
	事業用資産の譲渡損失など			別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所				氏名	住所	給与	
	前年中の開(廃)業 開始・廃止	月日		他都道府県の事務所等	所得税で控除対象配偶者などとした専従者				氏名	住所	給与

自分で納付に○

(出典) <http://himeriku.com/blog/my-number/>

ここにチェックを入れるだけで副業に関する申告は会社に行くことなく、

自分で納付することが出来るようになります。

これを「**普通徴収**」といいます。

その結果、会社に副業の稼ぎが通知されることがないので、

会社に副業がばれるリスクが低くなります。

とはいえ、会社に副業がばれる一番の理由は

口を滑らせて副業のことを喋ってしまう

ことですので、そのあたりは抜かりなくお願いします。笑

是非知識として押さえておいてください。

5-5 マイナンバーは「税回りを綺麗にする良い機会」と捉える

ここまでお話ししてわかる通り、

税や社会保障の支払に対する国の管理は年々厳しくなる

傾向にあります。

マイナンバーに関しては国が全力で網にかけようとしているのがわかりますし、

日本にいる以上、これらの問題から完全に逃れることは不可能です。

「海外口座を作ればマイナンバーの範囲から外れてバレない。」

などのうわさもありますが、いずれ規制されていくでしょうね。

今私たちが考えるべきなのは、税金からいたずらに逃れるのではなく、以下に上手に付き合っていくことが出来るかです。

「これまで良く分かっておらず税金の申告をしていなかったが、大丈夫だろうか？」

「マイナンバーで副業がバレる前に対策したいが、何からしたらいいかわからない」

「これまで通り副業もしたいが、不安。何とかうまく出来る方法はないか？」

などご相談があれば、いつでもご相談ください！

(副業をばれなくするテクニックも個別にLINE@でコッソリお教えします。。。)

↓↓↓↓↓↓↓↓

URL→<https://line.me/R/ti/p/%40wtp4701p>

LINE ID→@wtp4701p

↑↑↑↑↑↑↑↑

第6章 税務調査は怖くない

6-1 税務調査は全ての人に来るものなのか？

「従業員はパートだけ、うちみたいな小さな会社には来ないでしょ？」

「会社ができたのが1年半前。税務調査なんて関係ないよ」

そう考えている経営者は多いのではないのでしょうか？

ですが、残念ながら答えはノーです。

実際にうち（小山・ミカタパートナーズ）でもつい最近、設立第1期目の会社が税務調査を受けました。

税務調査は小さい会社、設立されて間もない会社、さらには赤字の会社であっても、来る可能性があります。

「オレは知ってるから大丈夫。調査って言ってもマルサ以外は任意調査だろ。つまり、強く拒めば相手は調査せずに帰るしかないんだよ」

いえいえ、こちら間違いです。

たしかに納税者の同意が必要という意味では、一般的な調査は任意調査とよばれています。

しかし、同時に納税者は税務調査を受ける義務もあるので。

ちょっとややこしいですが、短く言うと調査から逃げることはできないということです。

ただし、税務署も会社の営業妨害になるようなことはできないことになっていますので、調査日時を変更してもらうことなどは可能です。

ではここで、税務調査に関するクイズをしましょう

Q.税務調査がきたら、いくらかは追徴税をとられる。○か×か？

A. …答えは△です（笑）。

実はこれ、けっこう微妙なクイズなのです。もちろん、追徴税がゼロというケースもあるにはあります。

しかし、税法では判断があいまいな部分が多く、調査にむけてどれだけ周到な準備をしたか、調査の当日に税法に基づいた主張をどれだけできるか、という要素が重要になります。

とにかく税務調査から一生逃げ続けるのは無理ですので、しっかりと対策することが必要ですね。

6-2 税務署はどんな会社に目をつけるのか？

税務署はどんな会社に目をつけるのでしょうか？

税理士法人 小山・ミカタパートナーズにはつい先日まで税務署でバリバリ国税専門官として働いていた方を特別顧問に迎えています。

彼にいろいろ聞いてみました。会話調で載せますので、読んでみてください。

（岡本）

税務署っていうのはどういう会社、どういう事業をやっている方に目をつけているのかってところを聞いていきたいのですが、調査する会社って税務署の中でどういう風を選んでいました？

（佐藤）

それは、いくつか段階があります。

例えば税務署は年度毎によって重点業種とって、特に力を入れてこの業種を調査してやろうと決めているところがある。

（岡本）

それは大きな括りですか？ 例えばIT業界とか・・・

（佐藤）

そうです。パチンコ業界とかそういう括りですね。

その中から上司から指示が出されたりってところもありますので、担当者の一存で決めるっていうことではないですね。

（岡本）

なるほど。上司からって言うのは上司の人が全部選んできたのを部下に分けて行くような感じですか？

（佐藤）

そうですね。大まかに言えばそういうことです。

（岡本）

それぞれの担当官が何かを見てここに行こう！って決めている訳じゃないんですね。

（佐藤）

はい、そうですね。

（岡本）

決算書とか申告書を会社は税務署に出していますよね。

そういった物を上司が見ているってことですか？

(佐藤)

担当者が見る分もあるのですが、先程言ったように狙って行こうって言っている会社は指示があつて。

(岡本)

なるほど。

(佐藤)

この業界から一つ行ってこいとか・・・。

(岡本)

そういうことなのですね。

(佐藤)

はい。

(岡本)

その重点業種ってなっていない分に関しては自分達で決算書見たりとか・・・

(佐藤)

それもありますね。

(岡本)

狙われ易い決算書みたいなのとかがあってありますか？何か。

(佐藤)

そうですね。

決算書はやっぱり粗利率の変動とかは、一番にチェックしてくる例だと思います。

(岡本)

何年分か並べてみて、その粗利率が何%も大きく変動しているというのは何か架空の仕入れを入れてるな一とか？ 売り上げを抜いてるな一とか？

(佐藤)

そうですね。

一つの会社で形態ってずっと変わらないのに、粗利率が変動するっていうのはやっぱり何かあるんじゃないかな？という感じですね。

（岡本）

それを見に行ってみようかなと思うのですね。

（佐藤）

はい、それはあります。

（岡本）

他にも何かありますか？

（佐藤）

分かり易い例で言いますと、例えば貸借対照表に社長からの借入金が5,000万円丁度とか。あとは、損益計算書の特別損失などに1,000万円入っていると、やっぱりこれは気になりますね。

（岡本）

気になるっていうのは、決算書上でもぱっと見て分かる、なんだこれっ！というような異常値が見つかると行きたくなくなるって感じですか？

（佐藤）

はい、そうですね。

（岡本）

利益の出ている会社と赤字の会社とどちらが良く調査に来られるとかあると思うんですけど。その辺はどうですか？

（佐藤）

それはやっぱり利益が出ている会社の方が断然狙われやすいと思います。

（岡本）

どの位利益が出ているとかってありますか？

（佐藤）

それは大きければ大きいほど。税務署としては大きくあれば何か取れるんじゃないかっていうことがあるので。

(岡本)

法人税をたくさん払っているところっていうのがやっぱり重点的に行きたくなる？

(佐藤)

そうですね。

(岡本)

役員報酬が高いついていうのはどうなるのですか？

役員報酬が高くて利益があんまり出ていないっていう会社多いですよ。

(佐藤)

そうですね。

(岡本)

そうなってくるとどうなるのですか？

(佐藤)

それはそれでまた、ちょっと・・・

あれ？何でこれこんなにも役員報酬を払っているの？っていうのはありますね。

(岡本)

役員報酬が高いついていうのはやっぱり目に付くっていうのもあるんですかね？

(佐藤)

そうですね。

(岡本)

一般に赤字会社ってあんまり税務調査に来ないって言われますよね。

その辺は税務署側からしてみるとどうですか？

(佐藤)

やっぱり赤字会社は狙われにくさで言うと、狙われにくいと言えます。

(岡本)

それは、やっぱり事実なんですね。

(佐藤)

はい、そうですね。

ただ消費税は赤字とは全く関係なくすぐに払いが発生するものなので、大きな赤字の会社にもし調査が来たとしたら、特に重点的に対策を取るのは消費税ということになると思います。

(岡本)

税務署も赤字会社の方に調査が来たっていうのは、最初から消費税を結構狙いながら重点的に見ているって感じなんですか？

(佐藤)

はい、そうですね。

(岡本)

法人税は赤字の幅までを見つけても、取れないですもんね。

(佐藤)

はい。

(岡本)

直前まで税務調査をやっていたので、最近の税務調査の傾向っていうのは何かありますか？

(佐藤)

はい。

ずっと昔がどうだったかっていうのは私自身が知らないところもありますので、最近だけの調査の傾向で言いますと、やっぱりインターネットと言うキーワードが絶対外せないと思います。

どの業種を見渡しても、ネットのやり方っていうのは入ってきて商売の形態が大分変わっ

てきていると思うんです。

(岡本)

税務署から見たらちょっと分かりにくい部分っていうのもあるんですかね？

(佐藤)

そうですね。

(岡本)

ネットを介してっていうのもあるんで。

(佐藤)

そうですね。

そこをどうやって把握するか税務署を挙げても頑張らないといけないところでもあるので。

(岡本)

税務署の中でそういった指導とかってあるんですか？

ネットのこういうところをもうちょっと強く勉強しろみたいなものってあるんですか？

勉強会みたいな。

(佐藤)

そうですね。

お互いにネットの会社に行ってこういう事例がありましたっていう・・・。

(岡本)

なるほど。

何か新しい業界が出来たらまず行って見て、みんなで情報をためて行って、どんどん広げて行くようなイメージがあるんですよね。

(佐藤)

そうですね。

情報の共有は絶対にあります。

(岡本)

僕らもインターネットの商売の方の税務調査に携わることが多いんですけど、サイバーチームみたいなんがあるって良く噂で聞くんですけど、実際はどうですか？

(佐藤)

国税局にインターネットを専門にしたチームがあると私も聞いています。

(岡本)

その人達はインターネットをずっと見て、どういう商売が出てきているのかというのを監視しているって感じですか？

(佐藤)

そうですね。

インターネット専門でやっているの、かなり詳しい方達がずっと目を見張って調べていると思います。

(岡本)

なるほど。

あと、最後に税務調査に行く前にですね、これは今回取れるな—というような自信を持っていけるような見分けるポイントって何かありますか？

(佐藤)

それは、熟練した税務調査官でもなかなか行ってみるまで分からないっていうのが本音だと思います。

ただ税務署には毎年、申告書が会社から出てきていますのでその申告書を何期分かズラッと時系列で並べてみて、そこに異常値があったらこれはちょっとおかしいんじゃないかな？ということはいけるなと思うことはありますね。

(岡本)

大体行く前にこの辺つくぞってある程度イメージしてから行くっていうのが普通なんですね。

以上です。

税務署がどんな会社に目をつけるのか、なんとなくイメージは掴んでいただけましたでしょうか？

次は税務調査の流れをご説明します。

6-3 税務調査はこうして行われる

税務調査はどうやって始まるのか、何日間あるのか、何時から何時まで、何人で来るのか、どうやって終わるのか、何を見るのかなどなど税務調査の疑問を元国税専門官に聞いてみました。

（岡本）

今回は税務署調査ってどういう風に行われるかということを知りたいのですが、まず税務調査というのはどういう風に始まってどういう風に終わるのかという流れですが、一番最初の始まりはどうなのでしょう？

（佐藤）

まずは税務署の担当者が社長に電話をして始まります。

（岡本）

直接電話することがほとんどですか？

（佐藤）

顧問税理士がいる場合は、税理士の先生にこちらから電話をして税理士から社長の方へ連絡が行くようになると思います。

（岡本）

僕らもそうしているのですが、そこで税理士とお客さんの方で時間調整をして、税務署の方に日程を伝えて決まるっていうのが一般的ですね。

（佐藤）

はい。

(岡本)

そういったことをちゃんとやらないと言うか、たまに突然来ますよね。
税務署の方が。

(佐藤)

無予告の調査ですね。

(岡本)

そういうのは、結構行ったことがありますか？

(佐藤)

はい、私も何度か行ったことがあります。

(岡本)

どの位の頻度ですか？

割合で言うと、普通で予告する分は何割とか。

(佐藤)

税務署全体で何割かは分からないですけど、かなり少ないと思うんですが。

(岡本)

10 件に 1 件も無いかなぐらいの感じですか。

(佐藤)

そうですね。感覚的には。

(岡本)

突然来る方っていうのは商売的にどんな商売の方が多いですか？

(佐藤)

やっぱり、現金商売が無予告調査の対象になります。

(岡本)

飲食店とかそういった所に多く行くって感じですか？

(佐藤)

はい、そうですね。

(岡本)

行って一番最初に現金を数えたりするんですか？

(佐藤)

そうですね。

いきなり行った場合は現金の把握っていうのが一番の仕事になりますので、そこから手をつけると思います。

(岡本)

無予告で行ったときって税理士によって対応が違いますよね。

(佐藤)

そうですね。

(岡本)

行って税理士の許可がなく触るな！と言われる方が多かったですか？
それとも税理士関係なく、中に入って行ってって感じでしたか？

(佐藤)

いえ、必ず社長の方から税理士に一度電話をして、その税理士と調査官が一度は電話で話しをしますね。

(岡本)

地域差があるって聞いたことがあるんですけど。

東京の調査官の方は税理士が適当にやって下さいと言うのがほとんどで、大阪の税理士は絶対に俺が行くまでやるな！と言う人が多いらしいですよ。

大阪の税務署だったんで、やっぱりそういう風に言われることが多かったですか？

(佐藤)

これも税理士それぞれなんですけど。やっぱりどちらのパターンも言われたことがあります。

（岡本）

なるほど。通常、調査は何日間するのが一般的ですか？

（佐藤）

はい。約2日前後が一般的だと思います。

（岡本）

一日で終わるってということもあるんですかね？

（佐藤）

そうですね。場合によって、帳簿がしっかりしててこれは何も問題ないなというような判断が出来れば、1日で帰ることもあります。

（岡本）

逆に2日を超えて3日、4日ってなる場合もありますか？

（佐藤）

それもあります。

（岡本）

それはまだ見きれないんでって感じですか？

（佐藤）

そうですね。基本綺麗に帳簿を整理して頂いていたら、2日で帰るってことがマナーといえますか、会社にとっても迷惑な部分もあるので2日で帰るのが通常というのがあります。

（岡本）

じゃ、3日以降に及ぶってというのは帳簿がグチャグチャだったりとか、もっと何か出てきそうだなーとか。

（佐藤）

そうですね。

こちらからすると不正の種を見つけたとか、そういう場合になると思います。

（岡本）

じゃ、3日以降の調査を依頼された場合は何かあるんだと覚悟した方がいいかなという感じですね。

（佐藤）

そうですね。ピンチですね。

（岡本）

だいたい、何時から何時までというのは決まっていますか？

（佐藤）

はい、朝は10時から夜は遅くとも5時までですね。
だいたいは4時くらいになるのではないのでしょうか？

（岡本）

税務署の定時は何時なんですか？

（佐藤）

税務署は署によっても違うんですが、大体9時から5時くらいですね。

（岡本）

ということは5時までに一回税務署に帰るってことで4時くらいに終わることが多いんですか？

（佐藤）

そうですね。

（岡本）

基本10時～16時ですね。昼休みっていうのは取るんですか？

（佐藤）

はい。調査先でも12時～13時まではきっちり1時間取ります。

（岡本）

よく言われるのが、お弁当を出した方がいいとか。そういうのはどうでしょうか？

（佐藤）

今は税務職員の教育が徹底してまして、絶対に受けとりません。

（岡本）

お弁当は食べないんですね。お茶はどうですか？

（佐藤）

お茶は頂きます（笑）。

（岡本）

お茶に毒を入れておけば帰ってくれるんですね（笑）

（佐藤）

死ぬと思います（笑）

（岡本）

だいたい何人くらいでこられますか？

（佐藤）

普通は1人だけです。但し調査の種類によってこれは大分変わりますので。
あと会社の規模によっても人数は変わってきます。

（岡本）

小さな会社の場合は、だいたい1人で？

（佐藤）

そうですね。1人です。

（岡本）

2人で来る場合も僕らも結構よく見かけるんですけど。

（佐藤）

そうですね。その場合は恐らく新人とベテランのコンビで、新人に調査を教えるような意味合いで行くようなときもあります。

(岡本)

なるほど。2人で来たからマズイってことはないんですよね？

(佐藤)

そうですね。ただ、さすがに3人を超えて税務職員が来るようだと、何か種を掴んで来たか、ちょっと本気で来てるなーというのはありますね。

(岡本)

じゃ、朝来た瞬間に今日はマズイなっていうのが分かるんですね。

(佐藤)

そうですね。3人いたらちょっと怖い感じがしますね。

(岡本)

あと、一つの会社に何年に一回とか周期があると思うんですが、どの位の頻度で来るんでしょうか？

(佐藤)

3年に1度と言うのがよく聞くと思うんですが、法人数の増加の関係もあって、実際には3年に1度の頻度では行けていないと思います。

(岡本)

じゃ、5年経ってもこないとか、8年経ってもこないとか。
そういうのもありえるってということですね。

(佐藤)

そうですね。はい。

(岡本)

じゃ、逆に短い頻度で来る場合もありますよね？それはどういう会社の場合ですか？

(佐藤)

それは決算書・申告書を見ても明らかにこの処理はおかしいんじゃないか、という時だけで、基本的には調査に行って何か間違いを見つければ3年間は遡れますので、3年に1度はよっぽどのが無い限り、それ以上の頻度で来ることはないと思います。

(岡本)

なるほど。よく「税歴」とかっていいですけど、前に調査した時の印象が悪かったり、税額いっぱい取られたりした場合とかは詰めて来ることってあるんですか？

(佐藤)

それはそうですね。前の調査の履歴というのは残っていますので、それで頻度が変わるといっても有り得ると思います。

(岡本)

1年に1人の調査官が、どの位の会社の調査に行くんでしょうか？

(佐藤)

だいたい1年で30件か、もうちょっと多いくらいですね。

(岡本)

イメージとしては1ヶ月に3社くらいですね。思ったより多くないんですね。念入りに調査できますね。

(佐藤)

そうですね。

(岡本)

週に1回行って始末をするまでに大体1週間って感覚で十分できるんですね。

(佐藤)

そうですね。平均的に日数をかけるのではなくてメリハリを向こうも付けて来ると言うんです。

だから1日で何も問題が無ければすぐに帰る会社もあれば、ここは何かあるなーと思ったら3日、4日もあります。

(岡本)

なるほど。それで今度は税務調査の終わり方なんですけど、どういう風になったら終了と行った形になるんですか？

(佐藤)

そうですね。調査官、税理士、社長の3者が納得したら終了といった感じになると思います。

展開としては、3つのケースしかありません。

一つは指摘事項が全くないケース。

(岡本)

一番良いケースですね！

(佐藤)

はい、そうですね。

もう一つは指摘事項を認めて修正申告をするケース。

最後の一つは指摘事項に社長・税理士が納得しないで税務署が更正を打つケースという3つのケースがあります。

(岡本)

その「更正を打つ」って言うのはどういう意味なんですか？
もうちょっと分かり易く言うと？

(佐藤)

はい、これは納税者が納得しない場合に税務署には権限がありまして、「この金額が間違っている」という風に税額を一方的に決定してそれを納税者に払ってもらうということです。

(岡本)

送りつけてくるというイメージですね。

(佐藤)

そうです。

(岡本)

ほとんどの場合、更正って言う風にはならなくて、交渉という感じで修正申告って形になるのが一般的なんですね。

(佐藤)

そうですね。

(岡本)

最後、その修正の納税が終わったら一つの調査が終了という感じですね。

(佐藤)

そうですね。

(岡本)

じゃ、最後にどんな会社だとやりにくいっていうのはありますか？

(佐藤)

それは社長が若くて美人な女性、そういうことではなくて？(笑)

半分冗談ですが、調査官も人間ですので相手の社長がどんな人かっていうのはすごい気になります。

(岡本)

やっぱり態度が悪かったりすると、いったろかな一みたいなところはありますか？

(佐藤)

そうですね。

態度だけで税額をどうかしようとかはないですけど、横柄な態度の社長の会社で不正が見付かったとなると、どんだけ手間がかかってもこいつからは税金取ったろーって気にはなる感覚はあると思います。

(岡本)

その辺はやっぱり人間なんで、協力的な人にはちょっと手加減みたいなのところはあるんですかね？

(佐藤)

はっきりとは言えないですけど、感情的な部分ではあります。

(岡本)

わかりました。

今日は税務調査というのはどういう風に行われるのかということをお聞きしました。
ありがとうございました。

(佐藤)
ありがとうございました。

以上です。

次は税務調査の2日間の流れをお話します。

6-4 税務調査の流れ

税務調査は通常2日間。そこで何をどんな手順で調べていくのか？

今回も元国税専門官との会話でお楽しみください。

(岡本)
税務調査の流れを聞いていこうと思うんですけど、だいたい2日間で終わるっていうお話をしていたと思いますが、その2日間の流れをもう少し詳しく教えてもらってもいいですか？

(佐藤)
はい、わかりました。
税務調査の1日目の午前中は社長へのインタビューが中心になります。例えば利益をどうやって稼いでいるのですか？とか、売上が発生してから現金の回収までの流れを聞いたり、他にも世間話なんかもよくします。

(岡本)
そうですね。
僕らもここで調査官の性格が分かりますし、逆に調査官も税理士や社長の色んなものを知ろうとしている時間ですよ？

(佐藤)
そうですね。

(岡本)

業種だったり、業種の特徴の処理を良く聞いたりしますよね？

(佐藤)

そうですね。

(岡本)

あと他にも聞くことってありますか？

(佐藤)

社長の前職や、会社を興す前に何をされていたかとか、後は家族や生活の話もします。これは社長の方からしたら雑談の一部だろうと思って簡単に答えてくれるかもしれないのですが、実は社長の個人的な生活というものをとても重視します。

例えば給与の額は会社の申告書を見てわかっている訳ですから、それに応じた生活レベルっていうものもこちらでは把握できるんですよ。でも把握している生活レベルと社長の話、お金の使い方が全く違った場合にどっからそんな金でてくんねんっ！と思うことはあります。

(岡本)

僕も実際個人の方の調査だったんですけど、申告書では1年間300万程で申告していたんですが、調査官が1ヶ月どの位お金がかかりますか？って話を聞いてきて、その方は大学生の娘さんがおられたので、仕送りを入れたら大体50万円位余裕でかかるような状態だったんですね。

そうしたら少なくとも600万円の収入がないとやっていけない、それを後からずっと突かれたので、そういうところを世間話に見せかけながら聞いているってことですよ。

(佐藤)

そうですね。

(岡本)

インタビューが終わるのは大体昼までですよ。

(佐藤)

そうですね。

(岡本)

それが終わった1日目の午後っていうのは何からやっていきますか？

(佐藤)

午後に入ると帳簿を見ます。

まずどこからかと言うと、その午前中のインタビューを聞いた上で、社長のインタビューと実際の帳簿の動き、売上とか仕入が聞いた内容と一致しているかどうかを確認します。

(岡本)

一番最初は売上、仕入から見ていくってことが多いですよ。

売上、仕入を見ればだいたい一日終わってしまいますよね。普通の会社の規模であれば。

2日目では何から入っていくんですか？

(佐藤)

2日目は1日目の調査した状況で大分何をするのか変わってくるんですが、1日目で特に何も問題点が見えなかった場合は、人件費や経費の確認に移っていきます。

(岡本)

1日目である程度何か出てきた場合は、そこを重点的に突っ込んでいくってこともあるんですよ。

(佐藤)

そうですね。

(岡本)

2日目はずっと調査をやっている感じですか？

(佐藤)

そうです。

(岡本)

2日目の夕方になると、まとめに入ってくるんですかね？

(佐藤)

そうですね。はい。

(岡本)

最後、社長とどんな話をするんですか？

(佐藤)

これは2日間の取りまとめと言われているんですが、2日間、帳簿を見て気になった指摘点を調査官から社長と税理士に伝えるという流れになります。

(岡本)

そこで終わることももちろんあるんですけど、一般的にはなかなか終わらないですよ。

(佐藤)

そうですね。

調査官も税務署へ帰って統括官(上司)に報告をしないといけないので、その場では決着をつけずにこんな問題点があります、ということだけお伝えして、そのまま問題を持ち帰って検討するという形が多いと思います。

(岡本)

その後は税理士と税務署との話し合いということが多いですね。

(佐藤)

そうですね。

ここまで来ると調査官と社長が直接連絡をして、ということは少ないと思います。

(岡本)

会社によっては税理士がついていないところもありますよね。

そういうところだと直接社長とやり取りということになるんですよ。

(佐藤)

そうですね。

2日間丸々社長と調査官のやり取りになります。

(岡本)

そういうのはどうですか？やり易いですか？やりにくいですか？

(佐藤)

ん〜ん。どちらかというやり易いですね。

(岡本)

それはどうしてですか？

(佐藤)

税法の知識がやっぱり社長は弱いですので、言い合いにならないんですよ。

調査官の解釈が合っているか間違っているかは別にして、こちらに対しての反論がないので、税理士のいる、いないで最終的な追徴税額が大分変わってくるんだな—という実感があります。

(岡本)

税理士でも戦わないタイプの税理士もいまして、税理士がいる方がやり易いってこともありますよね。そういう意味で。

(佐藤)

そうですね。

(岡本)

やっぱり反論してくる税理士はやりにくいかな—っていうのはありますか？

(佐藤)

そうですね。

やっぱり議論がないと、もめないと交渉にならないので。

(岡本)

では次に税務調査で出てくるよくある指摘点を聞いていきたいのですが、佐藤君が見ていてよくあるな—というのはどういったものなんですか？

(佐藤)

1番は売上の計上時期がずれているところですね。

(岡本)

時期のズレというのは意図的に売上を抜こうとしているのではなくて、例えば3月決算の会社の3月の売上を、4月・5月に計上してしまってその決算で上げないってことですよ。ここが一番重点的に見ていくところですか？

(佐藤)

そうですね。

帳簿を一番始めに見る点だと思います。

(岡本)

ということは、調査に来た時の直前期の一番おしりのところから見ていくってことですね。

その売上を見終わった後の次の指摘点はどうですか？

(佐藤)

そうですね。

次は仕入や外注費、こちらも時期がずれているというものが多い気がします。

(岡本)

これは売上と同じ話で仕入や外注費を3月決算の場合3月ですべて計上しておいて、それに対応する売上を飛ばしている、在庫計上せずについて感じで。

ちょっと専門的で分かりにくいと思うんですけど、要は先に経費を入れるってことですね。

(佐藤)

そうですね。翌年の経費をってことですね。

(岡本)

その次はどうですか？

(佐藤)

次は給与関係ですね。

これはチェックしますね。役員も従業員も確認します。

(岡本)

それは、架空の人を入れている場合があるとか、働いていないのに身内の人を入れてるとか、そういうのを探すって感じですか？

(佐藤)

そうですね。

特に社長の親族なんかは多かったですね。

(岡本)

そういったのはどうやって探すんですか？

(佐藤)

これは源泉徴収簿ですね。

従業員であればタイムカードも必ずチェックします。

(岡本)

他にもありますか？

(佐藤)

在庫、いわゆる棚卸資産の計上漏れなんかも多いです。

(岡本)

これはかなり多いんですよね？

(佐藤)

そうですね。

(岡本)

これはどういう風に見つけるんですか？

(佐藤)

期末に仕入が沢山たっているのに、在庫が少ないというような場合です。

(岡本)

駆け込みでいっぱい仕入をして、経費にだけしておいて税金を減らした人っていうのを狙っているんですね。これも多くなってきて。

あとは経費関係でどういった科目に注目しますか？

(佐藤)

経費でいいますと、「交際費」が一番チェックします。

(岡本)

交際費っていうのは飲食とかそういったものなんですけど、どんな風な見方をしますか？

やっぱりトータル金額が大きいところは特にやるって感じですか？

(佐藤)

トータル金額でも見ますし、交際費の金額が伸びて無くても、個人経費の付け込みっていうのが多いので、どの会社も社長の個人的な経費が使われていないかというのは必ずチェックします。

(岡本)

誰と行ったかとか、そうことまで突っ込んで聞きますか？

(佐藤)

そうですね。怪しい領収書なんかは詳しく聞きます。

(岡本)

あとよくあるのは、会社の近くじゃなくて社長の家の近くの領収書は結構アブナイですよ。

(佐藤)

そうですね。

それは本当に会社の業務の関係で行ったんですか？ということで疑問視されますね。

(岡本)

あとはゴルフ関係もそうですね。

誰と行ったのかとか、そういうものも多いですね、交際費は。

他の経費はどうですか？

(佐藤)

他の経費ですと、広告宣伝費、消耗品費、ここら辺は金額の大きいものを中心にその会社に応じて見ていくと思います。

(岡本)

なるほど、わかりました。

今日は、税務調査の流れについてお聞きしました。

ありがとうございました。

(佐藤)

ありがとうございました。

以上です。

6-5 税務調査で調べられるところランキング

税務調査で、一番調べられるところって何だと思いますか？

ランキングにしてご紹介してみましよう。

税務調査を受けた社長に「特に念入りに調査されたと思った項目は？」というアンケートの結果は以下の通りです。

<第1位> 売上の計上時期のずれ (45.2%)

<第2位> 交際費の範囲 (30.4%)

<第3位> 在庫計上漏れ (26.3%)

<第4位> 売上計上漏れ (18.6%)

<第5位> 架空人件費 (9.6%)

<第6位> 架空仕入 (7.4%)

<第7位> 役員報酬の妥当性 (6.4%)

<第8位> 使途不明金 (5.8%)

<第9位> 個人経費の混入 (3.5%)

<第10位> 会社と役員不動産等取引 (3.2%)

どうですか？

税務調査を受けたことのある社長さんなら、心当たりがあるかと思います。

私が税務調査を受けている印象で言うと、まず1・3・4をチェックして、何もなければ5とか6を調べて、それでも何も無い場合には2・9あたりを細かく調べるという感じです。

まず、調査官が必ず見てくるのは1です。

ここで、何か見つけると調査官は安心した表情を浮かべます。

とりあえず、手ぶらで帰らなくてよくなったと安心するから。

そして、そこで何もないとだんだん顔色が変わってきます。

彼らもプロです。

どこかにヒントはないか？社長のメモとか、ちょっとした会話を糸口に、税金を取れるネタを探ってきます。

正直、優秀な調査官が来るか、そうでない人がくるかによって、調査の結果というのは大きく左右されます。

優秀な人というのは、社長の、社内の、社員の、本当になにげないところからヒントを得て突いてきます。

そんな人が来ても大丈夫なようにするためには、今日の10項目を注意しておくことです。この10項目をチェックしておけば、調査官が見てくるところの95%くらいはカバーできます。

正しい決算をしておくことが、一番の税務調査対策になりますので、調査を意識した決算を心がけましょう。

6-6 事前準備が勝負をきめる！

朝、いつものように開店準備をしていると突然・・・

「失礼します。わたくし、こういう者ですが…」

見せられた警察手帳のようなモノには「〇×税務署」と書いてある。これが税務調査か！？
きいてないよ・・・

考えただけでも恐ろしい光景ですが、事前に何の通知もなく、税務調査がおこなわれることは実際にあるのでしょうか？

ある業種には、実際におこなわれます。

それは現金商売です。たとえば、パン屋、居酒屋、美容院、パチンコ屋などなどです。
(例外的に現金商売以外でも、来る可能性はあります。)

ただ、一般的な税務調査は、納税者の同意を得ておこなうことが原則ですので、調査の1週間くらい前には電話がかかってきます。

では、調査までのこの1週間。どう過ごせばベストなのでしょう？

やるべきことは、2つあります。

1つ目は、整理整頓です。

会社の書類棚、社長の机、従業員のタイムカード、そのほか調査官に見られる可能性のある場所をキレイに整理しておくということです。

変な疑いをかけられないためにも、見られそうな場所はキッチンと片付けておくことが大事です。

2つ目は、社長と税理士的意思疎通です。

調査当日、調査官はほとんどの質問を、税理士ではなく社長にたいして投げかけてきます。なので、税理士が立ち会っている場合でも、実質的に1対1の状況が生まれます。

しかし、税理士が社長の商売に関して、事前に十分な知識をもっていれば話は別です。

社長の応答について、補助的に会話に参加できるので、2対1で戦えることになるのです。

スポーツじゃあるまいし、人数的に有利な状況をつくってどうなるの？と疑問に思うかも知れませんが、**税法では、同じ事実でも見方によって判断が変わることがありうる**のです。

ですから、税理士が会話に加わって、主張すべき点を主張することはとても重要です。

そのために必要なのが意思疎通であって、とくにポイントになりそうな取引の内容については、社長と税理士とで情報を共有しておくことが欠かせません。

以上、調査までの1週間は、この2つを押さえておけば十分です。

もともと、脱税などする気もないのですから、あとは調査官を前にしても緊張せず、堂々とできるよう、しっかり準備しましょう。

6-7 調査当日はこう対処しよう！

今回は調査当日のお話をしましょう。

ポイントは2つ。

1つ目は、1週間の準備のあいだに税理士と話した内容を、もう一度イメージしておく、ということです。（税理士に依頼するまえに調査が来てしまったという方は、次の文章だけでも読んでおいてください。）

“事前準備が勝負をきめる！”のところで、調査官は、税理士にではなく社長にたいして質問を投げかける、とお伝えしました。

これは、調査官が取引の具体的内容について社長に直接確認をとる、ということです。

基本的には、正直に答えていただいて構わないのですが、

同じ事実を述べるにしても、言い回しひとつで怪しまれてしまったり、結果が違ってきたりするということだけは知っておいて欲しいのです。

たとえば、社長が得意先の営業マンの佐藤さんと仲が良かったとします。

調査官が帳簿をみて、「佐藤さんとはどういうご関係ですか？」と質問してきたときに、

「彼とは仕事以外でもつき合いがあつてね…」と言い始めるのと、

「彼はとても優秀な営業マンでね…」と言い始めるのでは、印象がガラリと変わってきます。

どちらも本当の事を言っている、ということが重要な点です。

これは単なる一例に過ぎませんが、調査官の問いかけには「税法的に有利な答え方」というのが実際に存在するのです。（もちろん、仕事上の関係を強調した後者の答え方のほうが有利ということになります）

2つ目は、できる限りシンプルな受け答えを心がける、ということです。

実はこれが、けっこう難しかったりします。

調査という慣れない場面では、普段ではありえないほどおしゃべりになってしまったり、逆にサッパリ無口になってしまったり、という社長が意外と多いのです。

コツはあまり深読みしすぎず、聞かれたことにだけ答えるということでしょう。

ポイントの1つ目と矛盾する部分もあるのですが、「税法的に有利な答え方」なんていうのは、その場ではあまり考えすぎないほうが良いでしょう。

以上の2点を意識していただければ、もう大丈夫です。

税務調査は事前の対策と知識があれば、恐れるものではありません。

しっかり準備して臨みましょうね。

第7章 仮想通貨の税金について知っておこう！

7-1 仮想通貨の税金ってどうなってるの？

ビットコイン、イーサリアム、リップル、ネム。

2017年は仮想通貨元年とも呼べる年になりましたね。

3月ごろくらいから、まわりの社長が「儲かるらしいぞ」とザワザワし始め、

8月には仮想通貨関係の相談がどんどん増えてきて、

12月には「仮想通貨事業を始めます」という声が各方面から聞こえだしました。

仮想通貨のCMも、ビットフライヤー、Coincheckをはじめ

テレビで見る日も多くなってきましたね。

2017年1月には10万円程度だったビットコインも、

2017年12月には220万円を記録。

2017年の最初にビットコインを購入した人も、年末まで持っていれば22倍に膨れ上がった計算になります。

億り人、ひいては自由億になった人の話も私の周りでもちらほら。

うらやましい限りです（笑）。

さて、そんな仮想通貨の盛り上がりにあわせて、税回りの規制も少しずつなされてきました。ざっと、税金回りの規制を見ていきましょう。

■2017年4月■ （改正資金決済法）

仮想通貨がモノでなく、通貨として認められ、消費税がかからないようになる。

■2017年8月■ （タックス・アンサーの発表）

仮想通貨の利益が雑所得として申告が必要になる。

■2017年12月■ （仮想通貨に関する所得の計算方法等について の発表）

仮想通貨の利益の具体的な計算方法が国税庁から示される。

といったかたちで、急速に法整備が進んできました。

裏を返せば、2017年以前は、全くといっていいほど何も規制がなかった状態だったわけですね。(笑)

そして2017年からの法整備の流れを引き継ぐように、

2018年は「規制元年」とも呼べる年になりました。

コインチェックのNEM流出問題や、Tether（テザー）問題、取引所のハッキング問題。

さまざまな問題が一気に浮き彫りになった形です。

各国の仮想通貨に対する思惑や見方、それによる政策も異なっており、

どのように収束していくのか、予断を許さない局面ですね。

そういったネガティブニュースで総悲観かと思いきや、

NTTやリクルート、楽天などの日本の名だたる企業や
Amazon、スタバ、アップル、マイクロソフトなどの世界的企業が

業界参入を表明してきたりなど、

ポジティブなニュースも目白押し。話題に事欠きません。

いずれにしても 2018 年 3 月現在において、

仮想通貨のニュースは日経の 1 面を飾り、

19 時の NHK ニュースのトップで報じられ、

あげく笑点でも仮想通貨がネタにされるほど（笑）

注目が集まっているのが現状です。

7-2 仮想通貨の脱税はバレない？！

毎年、確定申告のシーズンになると税金関係の相談をたくさん受けるのですが、

今年は特に仮想通貨関係の相談が多かったです。

それだけ稼いだ人が多かったのでしょうか。

さて、仮想通貨の税務相談で必ずといっていいほど聞かれる質問があります。

それは、

「仮想通貨の利益ってちゃんと申告する人ってどのくらいいるんですか？」

「海外の取引所を使っているので、バレようがないですよ？」

というものです。

感覚ですが、20人いたら19人は聞いてきますね。(笑)

はい。

「仮想通貨の脱税はバレないか」という議論ですが、

ズバリ結論から言いますと、

「金額が小さければバレないかもしれないが、

金額が大きいと高確率で税務署から後で問い合わせが来る」と言えます。

あと、「海外の取引所のほうがバレにくい」というのはその通りだと思います。

日本の取引所は、みなし業者を除き金融庁の認可を受けていますからね。

情報も税務署が受け取りやすい。当然ですね。

ここまでの話は、仮想通貨だからといって特別何か変わるものではありません。

仮に今年納税漏れが見つからなくても、来年以降まで泳がせている可能性があります。

そして5年前までは税務調査で資料をめくられる可能性があります。

税収が年々減少している現状において、仮想通貨は数少ない「ドル箱」業界。

取れるところから取る税務署が、これを見過ごすとも思えません。

ビクビクして過ごすより、出来るだけ正しい申告をしたいものですね。

7-3 実際に仮想通貨の利益を計算してみよう！

前章までのおさらいになりますが、日本の税制では仮想通貨は利益に対して課税されます。

利益が一定以上出ていると、確定申告が必要になります。

本業の場合なら 38 万円、サラリーマンの副業としてなら 20 万円以上。

そして、利益とは収入から経費や原価を引いたものをいいます。

ここまでは大丈夫ですね。

ただ、仮想通貨については、収入はまだしも

経費？原価？ってなんだかよく分からないですよ。

もっと言うと、トレードだけではなく、マイニングをした場合はどうなの？

という疑問も出てくるかと思います。

そこで本章では、どういう場合に仮想通貨で申告が必要になるのか、

一緒に見ていきましょう。

(今回のケースでは、個人の方の申告を想定しています。)

①仮想通貨を購入し、そのままホールド（持ち続け）している場合。

仮想通貨の確定申告は必要ありません。

なぜなら、仮想通貨は値上がりなどの含み損益については確定申告をする必要がないため、

仮想通貨を使ったり、別のコインや法定通貨（日本円など）に変えなければ利益が出たとはみなされないためです。

②仮想通貨の一部もしくは全部を売却した場合。

利益が出ている場合、申告が必要になります。

例えば、以下のケースを想定します。

- ・ 3月 9日 2,000,000 円（支払手数料を含む。）で4ビットコインを購入した。
- ・ 5月 20日 0.2 ビットコイン（支払手数料を含む。）を 110,000 円で売却した。

この場合、「売った値段」から仮想通貨の「原価」を引いた金額が利益になります。

以下の計算式のとおり、10,000 円の利益となります。

【売った値段】		【仮想通貨の原価】		【利益】
110,000 円	－	(2,000,000 円÷4BTC) × 0.2 BTC	＝	10,000 円

③ビットコインとアルトコインを交換した、もしくはアルトコイン間で交換した場合。

利益が出ている場合、申告が必要になります。

例えば、以下のケースを想定します。

- ・ 3月9日に 2,000,000 円（支払手数料を含む。）で 4 ビットコインを購入した。
- ・ 11 月 2 日にリップル（xrp） を 1 ビットコイン分購入した（1BTC = 600,000 円）。

以下の計算式のとおり、100,000 円の利益となります。

ビットコインを売って得た価格から原価分を引いて利益を計算します。

【BTC を売った値段】		【仮想通貨の原価】		【利益】
600,000 円	－	(2,000,000 円 ÷ 4BTC) × 1 BTC	=	100,000 円

※よく誤解されますが、アルトコインを交換した場合で「現金を引き出していなくても」課税されますので、ご注意ください。

④仮想通貨がハードフォークした場合

売却した時点で、申告が必要になります。

例えば、ビットコインを保有していた場合に、ビットコイン・キャッシュ（以下 BCH）が誕生し、保有数と同量を取得した場合などが考えられます。

この場合、BCH を取得した段階では利益は生じず、売った時に利益を認識することになります。例えば、BCH が 100,000 円の時にハードフォークにより入手した 2BCH を売却した場合、200,000 円の利益となります。

⑤マイニングにより仮想通貨を入手した場合

マイニング（採掘）した時点で、申告が必要になります。

マイニングにより仮想通貨を入手した場合は、その時点の仮想通貨の時価から電力などのマイニング経費を引いた金額の差額が利益になります。

マイニングした仮想通貨を売った時点ではなく「マイニングした時点」で利益になりますので、注意が必要です。

⑥BTCFXにより利益が出た場合

利益が出ている場合、申告が必要になります。

第4章でも述べた通り、FXによる利益は個人の場合「分離課税」となります。

一方で、BTCFXの場合は分離課税の例外になりますので、

出た利益を「総合課税」で申告することになります。

例を挙げると、

所得が300万円の人であれば、

分離課税：20.315%の税率

総合課税：20%の税率 となり、分離課税が有利。

所得が2000万円の人であれば、

分離課税：20.315%の税率

総合課税：50%の税率 となり、総合課税が有利。

といった計算になります（税率は所得税と住民税を含みます）。

①～⑥以外にも、色々なケースが考えられるかと思います。

ICOに参加した、ICOを自ら行った、取引所が破綻（GOX）してしまった、など。

すべてのケースをレポートに書くことは難しいですので、

何か不明な点があれば、お気軽にご相談頂ければと思います！

（本レポートは2018年3月時点の税制であり、今後変更される可能性があります）

○●LINEの登録はこちらから●○

URL→<https://line.me/R/ti/p/%40wtp4701p>

LINE ID→@wtp4701p

7-4 今の仮想通貨の税金制度は必ずどこかで破綻する

ここまで仮想通貨の税制を見て頂いた皆様は、きっとこう思われていると思います。

「そんなにたくさん覚えられるか！（怒）」と。（笑）

皆さんのおっしゃるとおり、今のままでは、計算が難解すぎる、かつ、制度として不備がありすぎて維持できないと思います。

- ・仮想通貨で稼げば稼ぐほど倍々で増えていく税金。でも負けたら自己責任ね。
- ・アルトコイン交換を含む場合の複雑すぎる計算式。計算は自己責任ね。
- ・取引履歴が出てこない海外取引所の存在。でも計算は自己責任ね。
- ・そもそも後出しジャンケンでしかない税制度。

などなど、言い出したらきりがありません。

2018年は取引所の取引レポートが整備され、より税計算が容易な「分離課税」になっていくと思います。

分離課税になれば、ガッツリ稼いだとしても一定の税率で済みますし、安心してトレードが出来ますね。

また、複雑すぎるアルトコイン間の利益計算もより簡便になっていくでしょう。

今のアルトコイン利益の計算は、取引所をまたいだ送金や、ICOから戻ってきたビットコインをアルトに再投資、などをしていた場合、複雑すぎて正確な計算が出来る人はほとんどいないんじゃないでしょうか？

毎年計算する側としては、税制が簡便化されることを切に願っています。

仮想通貨の発展のためには一刻も早い税制度の拡充が不可欠、だと考えていますから。

7-5 仮想通貨で利益が出た場合の節税方法

さて、最後に一番需要が多そうな(?)

仮想通貨の節税方法について解説していこうと思います。

仮想通貨事業は基本的にかかる経費がないので、他の事業の利益に比べて

交際費を計上したり、消耗品を計上したり、など

いわゆる領収証をあつめて税金対策、というのがしづらいかと思います。

もちろん、まったく不可能というわけではありませんが、比較的、ということですね。

今回は節税対策として以下のような方法を提案しますので、参考にしてください。

①商材の購入費用を計上する。

例えば、本商材を購入してくださった方はもちろんのこと、トレードを勉強するために本を購入して勉強した、FXの勉強のためスクールに加入した、などは必要経費になりますので、もれなく集計し仮想通貨の収入から差し引くことで、利益を減らす（＝税金を減らす）ことが出来ます。

また、もちろんですが取引所の手数料なども経費になりますのでこちらも忘れずに。

②含み損の現物やポジションをいったん利確する。

先ほど、私はこのように説明しました。

「仮想通貨は値上がりなどの含み益については確定申告をする必要がない」

裏を返せば、

「仮想通貨の含み損については、確定するまで経費として認められない」

ということになります。

なので、12月になって「利益が出てしまった」となった時には、

含み損を抱えている仮想通貨を売却したり他のアルトコインに変えたりして、

損失を確定させてしまうことで、支払う税金の額を減らすことが出来ます。

③他の雑所得・事業所得の赤字とぶつける。

仮想通貨の利益は原則として「雑所得」（いわゆるどの所得区分にも該当しない区分）

というくくりになります。

この「雑所得」がけっこうクセモノでして、簡単にいうと、

赤字が出たとしても、他の事業の黒字と相殺することが出来ないのです。

例えば、仮想通貨で損失が 30 万円出て、他の事業で 100 万円利益が出たとしても、

利益は 70 万円でなく、「100 万円」として計算されてしまいます。

なんだか納得がいきませんが、これが現在の税制です。

ただし、雑所得の中でも、相殺できる場合があります。

1. 雑所得どうしの相殺

2. 雑所得が黒字で他の事業所得が赤字

の場合です。それぞれ見ていきましょう。

まず「雑所得どうしの相殺」です。

これは例えば、趣味でやっているメルカリ転売で利益が出たが、

仮想通貨で損失が出てしまった場合です。

この場合、メルカリ利益と仮想通貨の損失を相殺することが出来るので節税になります。

次に「雑所得が黒字で他の事業所得が赤字」のケースです。

これは、例えば個人事業主の方が本業のほうで赤字を出してしまったが、

仮想通貨のほうは利益が出てしまったケースです。

この場合は相殺して、税金を減らすことができます。

念のためですが、**本業が「黒字」で仮想通貨が赤字の場合は相殺不可**ですので注意を。

④ マイニング設備を使った節税

ここまで見て来て、皆さんはこう思ったと思います。

「なんだ、節税ってこんなもんか。

税理士法人小山・ミカタパートナーズ？ たいしたことないな」と。

そんなあなたにとっておきの節税方法をお伝えします。

それが、「マイニング設備」を使った節税です。

実をいうと、最後に残したこの方法が、**最も強力で安全な節税方法**です。

この方法を使えば、無制限に、いくらでも、仮想通貨の利益を消すことができます。

そして、もちろん合法です。

というよりもむしろ、

「節税しますよ。いいですか？」

と国の許可をちゃんと取ってから節税するので、絶対に安全なのです。

おっと、言いすぎてしまいましたね。

この方法は飽和してしまうと使えないので、

利益金額が大きい人に限定してお伝えしたいと思います。

今回は仮想通貨の利益が 2,000 万円を超える方に限定したいと思います。

聞きたい人は以下のリンクから先着 20 名だけ教えますので、

条件を満たす方はこっそり聞いてみてください（笑）。

○●LINE の登録はこちらから●○

URL→<https://line.me/R/ti/p/%40wtp4701p>

LINE ID→@wtp4701p

おわりに

ここまでお読みいただいた方はわかると思いますが、**残念ですが税金の世界は全員に対して全く平等とは言えないのが現状**です。

同じ事実でも否定される場合と認められる場合がある。言い方一つで疑われる場合と疑われない場合がある・・・。

不公平ですが事実です。

最後にそんなお話を「白とグレーと真っ白」というテーマで書いてみます。

税金の世界には、3つの色があります。

白とグレー、そして黒です。

どういう意味かといいますと・・・

白は誰がどう見ても、全く問題ない取引。

黒は誰がどう見ても、脱税という取引。

そして、グレー。

税金の世界には、この無限に広がるグレーな世界があります（笑）。

例えば、司法書士や行政書士の仕事は白か黒しかありません。

要は、誰がやっても最終的に結果は同じになるのです。

ところが、税理士や弁護士は違います。

誰がやるか、どう解釈されるかで、答えが変わってくる。

だからこそ、この広大なグレーゾーンの取り扱いが重要になります。

例えば、税務調査で絶対に何もやられたくないという社長さんは、真っ白で申告するのがいいでしょう。

小山・ミカタパートナーズにおっしゃっていただければ、どこの税務署が来ても大丈夫なように申告します。

その代わり、ちょっとでも個人的な匂いのする経費は全てはずさせてもらいますし、税金の額が多くなるかもしれませんが・・・。

次に黒をやりたいという社長さん。

すみません。これはうちでは出来ないの、よその会計事務所へ行ってくださいということになります。

で、私が重要視しているのが、その真ん中のグレーゾーンです。

税理士は税務調査で否定されるのを怖がって、極力保守的な処理をしたがる傾向にあります。

税理士と契約している方は思い当たるところがあるのではないのでしょうか？

どこまでグレーに踏み込むかは税理士によって異なります。

実際の現場では、同じ取引で同じ処理をしても、税務調査に来る調査官によって、何も言わないときと否定してくるときがあります。

こればかりは、そのときになってみないとわからない。

グレーゾーンに踏み込むとき、うちが重視していることは3つです。

1. このグレーゾーンにどのくらいのリスクがあるか、もしその取引が否定されたときに、どのくらいの損害があるか、事前にちゃんと伝えます。それをどう判断するかはお客様にお任せします。
2. グレーを白に近づけるために、出来る限りの整備をします。
例えば、必要書類や根拠書類を抜かりなく用意する。

これだけで、かなり違います。

3. グレーを否定されたときにうちのせいにされないかどうか（笑）

要は、信頼関係がしっかり築けているかどうかです。

黒は絶対にダメですが、グレーゾーンをうまく使うというのは、法の範囲内で上手に節税をすること。

つまり、自分の会社にお金を残していくことです。

ただ、注意しないといけないこともあります。

税務署は伝家の宝刀を持っています。

これを「同族会社の行為計算の否認」といいます。

同族会社（＝ほとんどの中小企業は同族会社です）の場合に、節税以外に経済的合理性が認められない取引は、合法的な取引であったとしても、税務署は否定できる権利を持っているのです。

この伝家の宝刀を抜かれては意味がありません。

抜かれないように、綿密に準備が必要となります。

「税務調査に負けないように、かつ、節税を最大限にする」

そのために、上手なグレーゾーンの活用方法を身につける、またはその部分に踏み込んでくれる税理士を探してみましょう。

あなたが資産構築を実行していく中で、このレポートが少しでも税金面での助けになればうれしいです。

最後までお読みいただきまして、ありがとうございました！